

人文会ニュース

1995. 4

〈人文書講座 32〉

夕暮れの時間

——失なわれゆく戦後50年の記憶

..... 柳原和子 1

〈特集〉 再販問題を考える

「再販問題」特集にあたって

..... 人文会代表幹事 菊池明郎 18

出版流通の現状とその在り方

——再販制度の是非を問う

..... 慶應義塾大学法学部 金子晃研究会 20

出版物再販制の意義

..... 日本書籍出版協会・日本雑誌協会 49

関連資料 73

’94年度授賞図書一覧

72

社会思想社

K・チャベック／田才益夫訳編▶2500円

コラムの闘争

ジャーナリスト カレ・チャベックの仕事

奥村 宏著▶1800円

会社本位主義「解体の時代」

法村博人・香音子他著▶2000円

大地のアルバム

ある中国残留日本人家族

山本 茂著▶1800円

日本を生きる

現代個性派人間論

矢沢 寛他▶(上・中・下)各=5500円

新版日本流行歌史▶全3冊完結

大津波悦子+柿沼瑛子著▶1600円

本は男より役に立つ

大津波悦子+柿沼瑛子著▶1600円

本は男より楽しい

東京都文京区本郷3 ☎03-3813-8101

ボードリヤールの 話題作!

「日本、それは驚くべき存在である」 世紀末の他者たち

ボードリヤール×ギョーム

塚原史、石田和男訳 フランス現代思想の
二人が、様々な他者像を論ず▼18000円

消費社会を精彩溢れる切り口で解説

消費社会の 神話と構造

今村仁司、塚原史訳(現代社会論のバイブル)と評価の高い同書の普及版▼20000円

紀伊國屋書店

出版部：東京都世田谷区桜丘5-38-1
TEL03(3439)0128(営業) 表示価格は税込み

最新刊

吉本隆明 対幻想 〔平成版〕

(聞き手) 芹沢俊介

エイズからゲイ、別姓別墓、胎児の世界まで、時代は今へ対幻想の枠組の拡大を要求している。初版から10年、性・家族の変容に再び挑む話題の最新版。1854円

▶定価は消費税込み

春秋社 101東京都千代田区外神田2-18-6
☎3255-9611 振替00180-6-24861



勁草書房

江原由美子

装置としての性支配

母性・中絶・ポルノを貫く女性身体
の社会的構成に照準。2987円〒340

岡林 洋

芸術のダブルキャラクター

マルチメディアの美学 レオナルドからボイスまで。2678円〒340

新藤 信

芸術の非精神的なことについて

展覧会プロデューサーから見た美術世界 現場の真実。2472円〒310

徳井淑子

服飾の中世

服飾が象徴として働く 西洋中世と19世紀の中世趣味。2987円〒340

〒112 東京都文京区後楽2-23-15

☎03-3814-6861 (個)00150-2-175253(定価税込)

夕暮れの時間

——失なわれゆく戦後50年の記憶

遠くになればこそ見えるものがある——約二十年、そんなことを考えながら旅を続けてきました。いったいなにが見えたのか？

それを集大成してみたい、とこのたび約五年間をかけ、テープレコーダー片手に四十カ国、六五都市、合計二〇五人の在外日本人の人生を聞いて歩きました。世界各地で生きている在外日本人の個人的で濃やかな体験を聞き書きし、それを編むことで、私たちの生きている今日の地球と日本人をめぐる時代をモザイク画にして描い

柳原和子

(ノンフィクション・ライター)

てみせたい、と考えたからです。

外務省の公式統計によれば海外で暮らす日本人は約七十万人、日系三世まで含めると、日本人をルーツにする在外日本人はじつに三百万人にのぼると考えられます。事実、歩いてみると、世界各地こんなところになぜ？というようなところでいろいろな日本人が働いています。板前、役者、大統領顧問、音楽家、弁当運び、農民、漁師、医者、ジャーナリスト、家政婦、ロビーイスト……そしてビジネススマンたち。

さまざまな日本人の人生を聞きながら、そこに重層的に浮かびあがる世界の断面に触れていくうちに深く考えさせられました。

戦後五十年。豊かになった私たち日本人はなにを得て、またなにを失ったのか？そして今、私たちはいったいどういう時代を生きていこうとしているのか？

彼ら在外日本人こそ日本にいる私たちには見えないなにかを見ているのではないか？

*

たとえば夕暮れです。

ちょうど今から三十年前。一九六四年東京オリンピック前のことです。深沢七郎という作家が東京脱出をはかりました。ラブミー農場を開拓し、そこでギター片手に自給自足の暮らしを始める、というのです。

その理由がふるっていました。

「てめえでだしたゴミを他人様に始末してもらおうようになっちゃあ、おしまいよ」

オリンピックを前にして「国際都市」として離陸するために、東京都が家庭ゴミの収集を決めたのです。透明

ビニール論争以前のむかしむかしの話でした。

そういえば、私が幼い少女だった頃、それぞれの家庭はよほどのことがないかぎり自分たちの捨てたゴミを自分で処理していたものです。台所のゴミは穴を掘って埋めたり、庭の柿や無花果、胡桃、桃の樹の堆肥に。ビニールも贅沢品の時代です。そして燃えるゴミは夕暮れ時に焚き火をして燃やす——くれぐれも庭があるなんて贅沢なものだ、などと早合点なさらないように。練炭ストーブや火鉢華やかなりし頃、七輪で煮炊きをしていた時代です。焚付に紙屑は必需品。家湯があれば焚口で燃やす。細い路地裏で、近所のおばさんたちがブリキ缶などでやっぱり焚き火をしていました。まあ、そんな程度の分量のゴミでしかなかった、といえばそれまでです。

たしかに、清掃員の方々がゴミを収集してくれるようになり、楽にはなりました。ビニール袋が登場してからはゴミ箱の掃除もしなくていいのですから。大量消費の時代に突入して日に日にゴミの分量は増え続けていきます。今では人間までゴミ袋に入れて捨てる恐ろしい時代になってしまいました。『檀山節考』で姥捨てを人の宿命として描いた深沢さんの想像をはるかに超えるおぞまし

さが現実のものになりつつあります。

しかし街角で鳥に喰い荒らされるゴミ袋の山を見るたび、思うことがあるのです。自分で出したゴミを自分で焼く、家族で焼く、穴を掘って埋めるという行為と時間には、じつに深く重い意味があったのではないかと。穴を掘る父の肩の筋肉、肉体に光る汗。父の力強さがまぶしかった。

果樹に堆肥を埋める日など、庭にこぼれた糞尿に「臭い」と顔をしかめる私はなんども両親から「自分で出したものだろう!」と怒鳴りつけられました。焚き火は母の役目です。夕暮れどきになると庭を掃き、落葉を集めます。バケツに水を汲んで、安全への配慮。姉とあらぬお喋りに興じていると、近所のおばさんの声が飛んできます。

「よそみしてると危ないよ!」

私の足には今も火傷跡があります。焼手を待ってわくわくと焚き火のまわりを走り回って転び、残った痕です。火傷にべそをかき、不注意を叱られながらも、しかし手当てをしてくれる母の心配が嬉しかった。

火は千変万化。煙も風にのってくると舞います。

燃えさかる炎をじつと見つめていると頬がほてり、涙が潤み、世の中がぼんやり二重に見えてくる。奇妙に心が静まり、忘我の境地にハッとして棒切れで火種をつけば火の粉がはるか彼方まで舞いあがる。

火にはどうやら独特の鎮痛効果と人の心をかきたてる媚薬の効果が混在しているらしい。

大事なものは家庭のゴミにはさまざまな話題が満載されているということ。一枚の書き損じのメモが、その日の笑い、哀しみ、明日の心配、失敗……一日の小さなできごとの数々の記録の片鱗です。

燃やしていいのかどうか……。

庭に座り込み、傍らのゴミ箱からとりだした紙屑を丹念に広げ、眺める母の姿を思い出します。母は、皺くちゃな紙屑から家族一人一人の心の変化を読みとっていたにちがいません。

「カズコ、これ捨ててしまっていないの?」

秘密の日記も形無し。己の行動に責任を持つ——大人への訓練は実はこんな些細な日常の断片から学びとってゆくことだったのかもしれない。もっとも私自身は、その後のビニール派時代を謳歌しすぎて結局無責任極ま

りない風来坊人生を歩むことになったのですから、反省がらみの教訓です。

ことは簡単ではありません。

メモに限らずゴミにはさまざまな生活の匂い、細部がしみこんでいる。言葉で確認せずとも、おのずと家族への理解が生まれます。核家族、いじめ、親子の語らいの大切さ、父親不在、母原病——そんなしち面倒くさい家族をめぐる言葉の議論や理屈などふっとんでしまう濃密な時間がそこにはありました。

夕暮れ時の焚き火——。センチメンタルな時間。だんだんと沈んでゆく夕陽を身体で感じながら、季節や時のうつろいに敏感になってゆく心。炎を前にしながら危険への配慮に集中すると、現代では忘れてしまったような空白の時間がそこに生まれます。暑さ、寒さからわが身を守る五感が鋭敏になり、他人の心遣いを感じ、また他人を思いやる力も自然に備わっていくはずです。

そういう時間が失われてゆく——深沢さんは危険な時代の到来を予感したにちがいありません。それはちょうど高度経済成長の幕開け宣言でもありました。私が旅、放浪を始めたのはそれから十年の後でした。

*

二十年間もの長きにわたって、私が旅を続けてきた理由は、独りぼっちだなあ、というため息ばかりが募りはじめたからです。皆が忙しくしている——なかなか友だちとじっくりと出会う暇ありません。たまに出会っても「時は金なり」。語らいの場、一杯のお茶……東京という街は、人と話をするにもお金がなければ不安です。

しかも、皆それぞれがさまざまな職業についているはずなのに、同じ表情、同じ一日。「忙しい」という同じ言葉の連発。——かつてはあれほど一人一人が特別な笑顔、話題で私をときめかせたはずの友人たちのお喋りの中身が似通ってくる。さらに、一様に時計を眺める回数も増えていくばかり。何かに焦り、追われている。そう『モモ』（ミヒヤエル・エンデ著）ではないですが、灰色のフロックコートをまとった時間泥棒たちの嘘寒いの監視に脅えている。

考えてみてください。日本の夕暮れ時。ほとんどのお父さんはビルの中。昼も夜も電気が煌々とついているために、時のうつろいも忘れていきます。全館空調のオフィ

スでは空気が冷たくなってゆくあの夜を迎える不安も緊張も実感できません。あとはネオン街に直行。ここでもまたお金です。一杯のお酒で安らぎをうるのも、財布次第。子どもたちは？ といえば学校のクラブや塾。そしてテレビ。真夜中までが活動時間となって、夕暮れは人びとのもっとも忙しい時間になったようです。

たくさん友だちがいるはずなのに寂しい。

寂しいから一人見知らぬ地に旅にでる——そう説明すると誰もが怪訝な顔をします。

言うまでもなく、女の一人旅はいつも危険です。とくに私はカンボジア難民キャンプ、飢餓のエチオピア、戦乱のイスラエル、原子力発電所事故後のチェルノブイリ、内戦後のニカラグア、経済封鎖に喘ぐキューバや旧ユーゴスラビア、環境破壊の続くアマゾン、ホームレスとエイズ禍に浮足立つロサンジェルズ……。旅先とはいつでも私が訪れるのはいつも人の不幸の現場ばかり。誰が敵で誰が味方なのやら。そんなピリピリ緊張した旅が続くと、人恋しさが募ります。旅先で思わぬ日本人との出会いがあると、見ず知らずの人なのに日本人だ、というだけでやたらと懐かしがっている自分を発見しま

す。気がつくとも夢中で話し込んでいる。異郷にある孤独のやりきれなさを知った者同士だけが感じ、ひきあう吸引力というものがある。

そして夕焼けを見つめながら、いつも日本の友だちに手紙を書きました。その瞬間のために、私は旅を続けてきたようなものです。

*

タイやマレーシア、ボルネオの雨季の夕焼けは官能的でさえあります。真っ赤に染まる雲間を走る稲光、一瞬後にこんどは黒雲に覆われたと思ったら、バナナの葉に叩きつけるような激しいスコール。しばらくすると、音もなく一条のレンブラント光線がさしこみます。まぎれもない至福の瞬間——。

きりたつ岩肌の山間を真っ白の布で全身を巻いた少女たちがひたひたと走り抜けていきます。手には火種を灯した牛糞の燃料。高地エチオピアの夜は長く冷え込みます。雨の少なくなったアフリカの夕焼けは雲一つなく、ただ赤々と……。月明かりに浮かぶ土壁の小屋から漏れる囲炉裏の炎。囁き声。含み笑い。

パリやベルリンのカフェ。黄昏どきに道行く人を眺めながら仕事帰りの一服。

ブラハのカレル橋。大道芸人の奏でる音楽の賑々しさ。一瞬一瞬彩りを変えてゆく太陽の輝きに刻一刻と陰影を深める街。ヨーロッパの複雑な歴史に思いをはせざるをえません。「カレル橋にはヨーロッパのあらゆる妖精と亡霊が漂っている」——形のない生命体が徘徊する気配の濃厚なひととき。旧市街の小さな街路に明かりがひとつ灯るたびにモオツアルトやカフカの呼吸までもが蘇ってくる……。

ロサンジェルス夕暮れ。リトルトウキョウの巨大なビル影で、一人の黒人が茫然と立ち尽くしている姿を見つめます。ほとんどのホームレスは、いずれかの路地裏に固まりはじめているのに。思えば彼は朝から真夜中までそうして立っている。彼にとって人が活動をはじめる朝は希望でなく、己が取り残される実感ばかりを深める終末のはじまりで。夕暮れだけが、人と変わらぬしめくくりの時間だとしたら……。ヤシの太木がシルエットのように浮かび上がる夕焼け。

貧しい国々を歩いても、アメリカの都会の片隅でも、

夕暮れの時間には独特の味わいがあります。いずこも寂しい。

しかし、誤解を恐れずに言うならば、日本以外の国々はどこもこの時間がとてもたっぷりとしているのです。私の二十年間はこういった国々の夕焼けの記憶とともにあったのです。

しかし今、全世界でこの夕暮れが失われつつあります。在外日本人を訪ねる旅は、期せずしていつまでであるかわからないこうした人びとの夕暮れの行方を辿ってゆく旅になってしまったのです。

*

戦後五十年、社会主義国が崩壊し、北欧型社会福祉国家も経済的に行き詰まり、民族の共生の理想もユーゴやアフリカ、イスラエルで夢破れ、民族自決の革命もキューバやニカラガで暗礁にのりあげ、国連も大国のコントロールへ途上国からの抵抗に合い——二〇世紀になって私たちが口角泡飛ばして議論した「理想」はことごとく現実の壁にぶつかっています。私たちも、メディアを通じて流れる情報知識にかじりついて世界の現実を

遠い極東で眺めてきました。

果たして、議論してきた当の私たちがその必要性を実感していたかどうかは疑問ですが……。

そうした理想を語る一方で、異様な速度で発展を遂げた日本経済の恩恵にはものすごいものがあつた。一般的な意味で戦後の日本は発展途上国から先進国への仲間入りを果たしました。飢餓もなく、失業率も世界一低い。義務教育の徹底、進学率も未曾有の高さ。ともかくにも、五十年という短い時間で、少し我慢をすれば誰もが海外旅行を楽しめ、世界の名品を手に入れることができるようになったのです。これはまぎれもなく成長です。

もちろん、この成長が速すぎたがゆえに非常にいびつな陥没が見えないところで準備されてはいたのですが。

つまり、一億人の人生が経済発展の効率と有効性で測られるようになった。異常な速度で突っ走ったがゆえに、膨大で無為な時の重さに耐える記憶が身体経験から失われてしまった——経済効果に寄与貢献しうる、大量生産ラインの中枢に位置できる人間の型は、機械やOAを相手に機能しなければならなかったためにかなり単純な様相に限定されてきます。

——若く、健康で、組織的に従順で、なお電卓的な二者択一の技術に対する反応の素早さをもつこと。

それはつまり人生の経験の蓄積よりは運動反射神経、疑問よりは思考の停止、感情を深めるよりは無表情……。

——こうなると人生八十年のうちあてはまるのは十代から三十代のほんのある一時期だけと言えないでしょうか。子ども、病者、障害者、老人、自己にこだわりのある人間……皆はずれてしまう。つまり、己がはずれる、と潜在的に恐怖を感じている人の方が多い、というのが経済大国日本の内実となったわけです。はずれた人間にとっては「この世は闇」となる。

一方で「国際化」も巷に喧伝されるようになりました。「国際社会」への仲間入りが「大国としての責任」という言葉と密接に絡み合つて語られるようになってきた。

さらに私たちの精神的支柱となっていた経済の発展幻想も砕けました。——宴も泡沫の夢となっていく。私を含め、多くの人びとが将来について暗澹たる思いに沈み、打ちひしがれてしまったように思います。

これはどこおかしい。

実ははずれてしまっている人間の方が多いのに、その人びとがうちひしがれているなんて。それならばはずれてしまっている人間をこそ基準に考え直してみよう。素手で世界の片隅で生き抜いた人びとの人生に耳を傾けるのも意味があるのではないか？ なにしろ彼ら在外日本人は「日本」の中枢を自らの意思ではずれて生きてきた人びとです。にもかかわらず在日日本人がことさらに意識する「国際人」でもある。

しかも経済大国へと突っ走った時代に、内側にいようとしがみつかず遠くから私たち日本人の行状を見つめていた……。

*

五年をかけて『在外』日本人』を編み終え、さまざまながことがわかりました。

いちばん強くわかったことはと言えば、情報社会とはいつても、私たちがメディアを通じて知っている気になっていった世界というのは、じつに表層、浅薄な特殊な事実にすぎなかった、ということ。

あらゆる悲喜劇は、そこで生きている人にとって日常

のできごと、家族の死活問題であるということ——。

このしごく当然すぎるのが歴史のなかに生きる自分を実感できるか否かにとって重要な認識なのです。他山の石であるかぎり、いくら情報通になっているとしても、それは歴史を生きていることにはなりえない。東欧崩壊、天安門事件、日米経済摩擦、エイズ、環境問題といった世界的な数々の事件が在外日本人にとっては事件ではなく人生そのものでした。

戦後、各地で起きた世界的な事件の現場でたくさん在外日本人が人との出会い、人生の一步を踏み出し、職を得て、転職し、家族を亡くし、失望し、落胆し、故郷を思っ生きて延びてきました。挫けては立ち直り、昨日を後悔しては明日に希望を託し——めげずに闘った。そういった側面からできごとを見つめなおすと、歴史は正しさとか、政治の正当性、軍事的勝敗などともまったく異なった様相を帯びて私たちの前に現れてきます。

世界史は彼らの人生を通してでようやく日本人のものになった、と言えるかもしれない。

そういう視線で戦後史を見つめ直す——それがまったく新しい形式としてのインタビューノンフィクション

『在外』日本人』の目指した宇宙だったのです。

*

最後に、今なぜあえて日本をはずれて生きてきた人びとの視線が私たちに必要であるのか？を、ある農民の話でしめくりたいと思います。

坂口^{のぼろ}隆さんは和歌山県生まれです。約三十年ほど前、東京農業大学を卒業した坂口さんは、ブラジルでゴムの研究を続けたい、と移民船に乗りました。そしてアマゾン河から支流トメアス河を上った日系移民の開拓地トメアスに入植したのです。

トメアス地域では、日系人の広めた胡椒栽培が盛んで、何人もの日系胡椒貴族があり、坂口さんを引受けてくれた保証人もその一人でした。一年後、坂口さんは保証人の娘と結婚、義父から譲り受けた河沿いの原生林を開拓し、そこで胡椒栽培を始めたのです。

もともとが勤勉な坂口さんは、他の日系農民と同じくまず原生林を伐採、草を燃やし、太陽が燦々と当たる裸地に整地しました。表土を掘り起こし、丹念に空気と化学肥料を混ぜ入れ、胡椒の苗木をまっすぐ、等間隔に並

べ植える——日本の大学で学んだ土壌学や化学、大量に作物をとる勤勉な日本人の農法のすべてを彼はアマゾンで実践したのです。数年で彼の努力はみごとに実を結びました。

一方で、坂口さんは鶏を放し飼いにしていました。約五十羽の雛を庭に放し、それが自然に増えるのを待つ。広大な土地です。食料は限りなくあるはずだ……。

しかし——。鶏は一向に増えませんでした。

——坂口さんは日々観察し、考えました。

六九年、胡椒畑のはしっこで葉が少し黒ずんでいます。病気かな？万が一を考え、変色した数本を抜き、焼き払いました。

翌年も胡椒の苗は例年通りに順調に育っているようにみえます。

そして雨季。

百年に一度という激しい雨が続ききました。かなりの数の胡椒が水に浸かってしまったのです。ある日、一本が黒ずんだかと思うと、トメアス開拓地全地域のすべての胡椒がまたたくまに変色してしまいました。坂口さんは泣きながら胡椒を抜きとり、焼いた。

原因はフザリウムソラニーという病原菌でした。この菌は土に入り込むと容易には消えないということを知ったのはずっと後のことです。

もう駄目だ——途方に暮れた坂口さんはカヌーを操り、トメアス河を上って旅にでました。何気なく河岸のインディオたちを眺める——貧しいインディオたちがなぜあんなに悠々と暮らしているのだろうか？

——彼らは一ヘクタールだけの山を切って焼き畑をしています。開拓するとそこにトウモロコシを植え、そのトウモロコシが斃りを作る頃に米を植え、トウモロコシを収穫する頃にマンジョウカ——決まったように繰り返すのです。しかも二年間しか同じ畑を使いません。二年後には次の山を焼く。使わない畑はまたたくまに二次林にもどっていきます。インディオたちは日系人やドイツ系移民のように途方もない広さの土地を開拓しようとはしません。自分に必要な土地だけを小さく切り、地力が回復する余裕を土に与える。

しかも彼らの庭にはさまざまな果樹が植えてある。日本の果樹園のように一種だけを整然と植えているのではない。家族が投げた種が自然に生え、たくさんの種類の

果樹が雑然と植えてあるかのような印象です。

彼らが栄養失調を免れてきたのはこの果樹に理由があるのではないか？

帰宅した坂口さんは、胡椒がフザリウム菌にやられたのは人災だった、と考えるようになっていました。アマゾンでは、土それ自体とそこに住むあらゆる生物が絡み合って自然に蘇生するようになっていたのではないか？

考えてみると、もともとが陰樹である胡椒を裸地に整然と植えて太陽にあて、働け働け、と化学肥料を与え、日本の勤勉さで大量促成栽培をした。結果として耐性がなくなってしまった。味も落ちる。原生種は一本に四、五粒の作物だったのに、大量に炭水化物ばかりの実をつける肥満児になってしまった——。

「ようするに化学で作った栄養剤でぶくぶくに肥えた坂口陞を一万人同じ所で整然と並べて火傷させているのと同じ。一人が風邪をひけば、同じ体質の同じ育ち方だから抵抗力もなく、風邪が蔓延するのも早い」

坂口さんはまず雨に強いカカオとマホガニー科のアンジョーバの苗を植えました。空き地には多品種の果樹を植え、すべての土地を開墾するのではなく、川沿いの百

五十万ヘクタールに一切桑を入れず、さまざまな動物、虫が集まるように原生林を残したのです。隣人たちにもカカオを勧めました。しかし、多くの人たちは即金収入を求め、カカオの成長を待てません。胡椒相場に翻弄され、別の土地を開拓し、相変わらずの栽培を続けています。

不思議なことに、カカオの成長した坂口さんの庭では、またたくまに五十羽の鶏が二百羽に増えはじめました。カカオの広葉樹が落葉として根元に溜まり、それが表土となるでしょう。そこにさまざまなバクテリアや微生物が棲みつく場ができたわけです。

鶏の餌に微生物が混ざり、滋養が加わったのです。

それら微生物の生命力は、たとえばリング箱を庭に放っておけば数週間で跡形もなくなるほど、といいます。科学を駆使した大量栽培法は、アマゾンの土や植物が保有していたバクテリアや細菌などを排除するあまりその免疫力を低下させる原因になっていたのです。

アマゾンの土が、微生物にとって棲心地のいい場であるためには一本の木、落葉、萑や草、雑木、湿気のすべてが複雑に絡み合っている。一本の萑、草を刈ってもそ

ういった微生物が行き場を失う。いわんや大木となると……。つまり、アマゾンでは無駄なものはない、ということではないでしょうか。

しかしこの十年、アマゾンでは日本が四つもはいるほどの広さの森が伐採され、燃やされました。万が一、森の伐採を今すべて停止したとしても微生物にいたるまで元通りになるには四、五百年はかかる——坂口さんはそう考えます。

カカオの植林をしなかった人びとは、その後もたびたびフザリウム菌による打撃を被りました。しかも、開拓に継ぐ開拓で土の蘇生は望むべくもない。そしてたくさんの日系人が経済大国日本に出稼ぎにでたのです。母親は日本の老人病院の付添い婦として、父親は工場労働者として……。

多くの家族がバラバラになりました。トメアスの開拓村も働き手を失いました。

坂口さんの庭には、今は量産するための胡椒畑はありません。しかしどこもなく豊かなのです。庭に一步入ると野性の豚や犬、猫、家鴨……が雑然と植えられた果樹の根元に寝そべっている。そこでは排除される生物は一

切ありません。だからでしょうか。私たちの誰がそこを訪れても、そこにいることが大昔から自然であったような錯覚すら覚えてしまう温もりを感じるのです。アンジローバも八人の子どもたちが将来生き延びてゆくためには十分すぎるほど成長し、いざというときの備えとして坂口家の心の支えになっています。即金ばかりを追いかけていたら、アンジローバは育たなかった——。

今、一見無駄と思われる細菌、バクテリアの類があらゆる生物の生命を育む土には重要な役割を果たしている。

人間の社会、地球も同じだ——『在外』日本人』を編んだ結論はそこに行き着きました。

生命あるものすべてに無駄はない。

*

百八人の登場人物からたまたま坂口さんを例にあげました。彼だけにかぎらず、在外日本人一人一人が地球と素手で格闘し、人生をかけて学びとった体験はこの国にあっても深い含蓄と歴史的な証言の重みにあふれています。

私が出会った約二〇五人の在外日本人は誰も皆波瀾万丈、四苦八苦しながら、未知の大地で自分流に生き延びてきました。知り合いもない。金もない。言葉の能力も？ だけどその自分流の生き方、苦勞話が、聞いている私たちに不思議な勇気を与えてくれます。

なぜか？

見知らぬ大地で、一人生き延びるのにいったい何が大切なのか？

人と人の付き合い。人が好き。

どんな人間だって生きているかぎり必ず重い意味をもってこの時代を支えている。人に伝えるべき宇宙観を持っている。人は生きるために生きる——月並みですが、私の出会った在外日本人の人生体験が教えてくれるのはそういう基本的なことなのです。

一人一人の生きた時間を基準に世の中をみなおしてみる——『在外』日本人』の試みがいったいどのようなモザイク画を描きえたのか。

果たして夕暮れの時間を失いつつある世界の流れに歯止めはきくでしょうか？

あなたはいつ夕焼けを眺めましたか？

日本の戦後50年を読む一〇〇余冊

山村基毅・直井祐二編

●ノンフィクション

(1945～1954年)

柳田邦男『空白の天気図』(新潮文庫)

児玉隆也『この三十年の日本人』(「司王国」飢餓時代の

メルヘン) (新潮文庫)

田沼武能編『木村伊兵衛の昭和』(筑摩書房)

三島由紀夫『青の時代』(新潮文庫)

猪瀬直樹『ミカドの肖像』(新潮文庫)

佐野真一『遠い「山びこ」』(文藝春秋)

無着成恭編『山びこ学校』(百合出版)

小林信彦『日本の喜劇人』(新潮文庫)

猪瀬直樹『欲望のメディア』(小学館)

加賀乙彦『宣告』(新潮文庫)

(1955～1964年)

吉見周子『売娼の社会史』(雄山閣出版)

加藤哲太郎『私は貝になりたい』(春秋社)

宮本常一・山本周五郎他監修『日本残酷物語』全5部
(平凡社)

関川夏央『砂のように眠る』(『にあんちゃん』が描いた
風景) (新潮社)

沢木耕太郎『人の砂漠』(「不敬列伝」) (新潮文庫)

沢木耕太郎『テロルの決算』(文春文庫)

本田靖春『誘拐』(文春文庫)

野間宏『狭山差別事件』(三一書房)

開高健『片隅の迷路』(角川文庫)

佐木隆三『復讐するは我れにあり』(講談社文庫)

開高健『ずばり東京』(文春文庫)

荒木経惟『さっちゃん』(新潮社)

(1965～1974年)

竹中労『美空ひばり』(朝日文庫)

立花隆『日本共産党の研究』(講談社文庫)

本田靖春『私戦』(講談社文庫)

筑波昭『昭和四十六年、群馬の春』(草思社)

川本三郎『マイ・バックページ』(河出文庫)

橋本克彦『バリケードを吹きぬけた風』(朝日新聞社)

立花隆『中核VS革マル』（講談社文庫）

イザヤ・ベンダサン『日本人とユダヤ人』（角川文庫）

松下竜一『狼煙を見よ』（社会思想社―現代教養文庫）

立花隆『田中角栄研究』（講談社文庫）

江波戸哲夫『田中角栄を生んだムラ―西山町物語』（講談社文庫）

吉村昭『消えた鼓動』（ちくま文庫）

鎌田慧『自動車絶望工場』（講談社文庫）

小関智弘『春は鉄までが匂った』（晩聲社）

吉田司『下下戦記』（白水社）

杉山隆男『メディアの興亡』（新潮文庫）

（1975～1984年）

藤原新也『東京漂流』（情報センター）

沢地久枝『密約』（中公文庫）

佐瀬稔『金属バット殺人事件』（草思社）

芹沢俊介『イエスの方舟』論（春秋社）

佐野真一『巨怪伝』（文藝春秋）

山根一真『変体少女文字の研究』（講談社文庫）

足立倫行『日本海のイカ』（新潮文庫）

（1985～1994）

吉岡忍『墜落の夏』（新潮文庫）

吉岡忍『日本人ごっこ』（文藝春秋）

神崎宣武『盛り場のフォークロア』（河出書房新社）

ロナルド・ドーア『イギリスの工場・日本の工場』（上）

（下）（ちくま学芸文庫）

広瀬隆『危険な話』（新潮文庫）

関川夏央『海峡を越えたホームラン』（朝日文庫）

橋口譲二『17歳の地図』（文藝春秋）

中沢和彦『日本の森を支える人たち』（晶文社）

野添憲治『聞き書き資料・秋田杉を運んだ人たち』（御茶の水書房）

久田恵『フィリピーナを愛した男たち』（文藝春秋）

江橋高編『外国人労働者と人権』（法政大学出版局）

大泉実成『説得』（現代書館）

露木まさひろ『占い師!』（社会思想社）

井田真木子『同性愛者たち』（文藝春秋）

西垣通『マルチメディア』（岩波新書）

吉見俊哉他著『メディアとしての電話』（弘文堂）

山井和則・斉藤弥生『体験ルポ・日本の高齢者福祉』（岩波新書）

一番ヶ瀬康子他著『老人福祉』とは何か(ミネルヴァ書房)

松谷みよ子『現代民話考7 学校・笑いと怪談』(立風書房)

●思想・評論 その他

ノーマ・フィールド『天皇の逝く国で』(みすず書房)

藤田省三『精神史的考察』(平凡社)

高度成長期を考える会編『高度成長と日本人1〜3』(日本エディタースクール出版部)

市村弘正『認識としての記録』(日本エディタースクール出版部)

鶴見俊輔『戦後日本の大衆文化』(岩波書店)

丸山真男『増補版 現代政治の思想と行動』(未来社)

林達夫『共産主義的人間』(中公文庫)

花田清輝『復興期の精神』(講談社文庫)

石牟礼道子『苦海浄土』(講談社文庫)

『新編「昭和二十年」東京地図』ちくま文庫

水牛くらぶ『モノ誕生「いまの生活」』(晶文社)

加藤典洋『アメリカの影』(河出書房新社)

加藤周一『現代日本私注』(平凡社)

日高六郎編『戦後日本を考える』(筑摩書房)

長田弘『一人称で語る権利』(人文書院)

小林信彦『1960年代日記』(ちくま文庫)

松下圭一『戦後政治の歴史と思想』(ちくま学藝文庫)

京谷秀夫『一九六一年冬』(晩聲社)

堀田善衛『上海にて』(筑摩叢書)

武田泰淳『滅亡について』(岩波文庫)

埴谷雄高『戦後の先行者たち』(影書房)

岩槻泰雄『戦後引揚げの記録』(時事通信社)

佐野美津男『浮浪児の栄光／戦後無宿』(刃境社発行／勁

草書房発売)

安田武『戦後を読む』(白水社)

磯田光一『戦後史の空間』(新潮選書)

内山節『戦後思想の旅から』(有斐閣)

佐々木毅ほか編『戦後史大辞典』(三省堂)

D・ブーアスティン『幻影の時代』(東京創元社)

除京植編訳『除兄弟 獄中からの手紙』(岩波新書)

石子順造『戦後マンガ史ノート』(紀伊國屋書店)

長谷川町子『サザエさん』(朝日文庫)

手塚治虫『鉄腕アトム』(朝日ソノラマ)

水木しげる『ゲゲゲの鬼太郎』（ちくま文庫）

永島慎二『若者たち』（双葉社）

勝鹿北星・浦沢直樹『マスター・キートン』（小学館）

*

南博＋社会心理研究所編『日本人の生活文化辞典』（勁草

書房）

西村清和『遊びの現象学』（勁草書房）

山住正巳『日の丸・君が代問題とは何か』（大月書店）

相川充弘編『写真集・子どもたちの昭和史』（大月書店）

チカプ美恵子『風のめぐみ』（御茶の水書房）

田中明彦『日中関係 1945～1990』（東京大学出

版会）

山崎哲他著『子どもの犯罪と死』（春秋社）

中村洪介『西洋の音、日本の耳』（春秋社）

吉川英史『日本音楽の歴史』（創元社）

町沢静夫『ボーダーラインの心の病理』（創元社）

歴史学研究会編『オーラルヒストリーと体験史——本多

勝一の仕事をめぐって』（青木書店）

宮田登・塚本学編『日本歴史民俗論集5・都市の生活文

化』（吉川弘文館）

網野善彦他編『講座・日本技術の社会史』全8巻（日本

評論社）

石附実他編『現代日本の教育と国際化』（福村出版）

【執筆者略歴】

柳原和子（やなぎはら・かずこ）

1950年 東京生まれ。東京女子大学卒。ノンフィクショ

ン・ライター

主な著書『カンボジアの24色のクレヨン』（晶文社）『二十歳

もっと生きたい』（草思社）他。

〈ノンフィクションの部〉

山村基毅（やまむら・もとたけ）

1960年生まれ。ルポライター。主な著書『戦争拒否』他。

〈思想・評論の部〉

直井祐二（なおい・ゆうじ）

1959年生まれ。編集者。

〈特集〉

再販問題を考える

一、「再販問題」特集にあたって

人文会 代表幹事 菊池明郎

二、出版流通の現状とその在り方

——再販制度の是非を問う

慶應義塾大学法学部 金子晃研究会

三、出版物再販制の意義

日本書籍出版協会・日本雑誌協会

四、関連資料

「再販問題」特集にあたって

この度、慶応大学法学部金子晃教授のご好意により、教授が指導にあたられた研究会の三年生がまとめた「出版流通の現状とその在り方」を掲載できることになりました。この論文はゼミの学生がまとめたものではありませんが、現在公正取引委員会によって見直しが進められている著作物の再販制度について、鋭い問題提起をしています。学生達の結論は出版物の再販制は不要ということですが、私たちはこれを容認するわけにはまいりません。そこで、日本書籍出版協会と日本雑誌協会がまとめ、公正取引委員会に提出した論文「出版物再販制の意義」を同時に掲載することにしました。これら両論文を合わせ読むことによって、改めて再販制度が抱える問題点が浮かび上がってくると思います。

これから出版物の再販制を存続させるためには、これまで以上にこの制度が読者のためになっているかどうかを、徹底的に証明していく必要があるでしょう。その

場合、メーカーである出版社の事情は、読者との関係においてのみ述べるようにするべきだと思いますが、次のような点については非常に重要なことだと考えますので、意見を述べてみます。

出版物の再販制がはずれた場合、人文会会員社が発行しているような専門書は、現在よりも書店店頭に並べられなくなる可能性が高いと予測できます。再販制がはずれた場合、書店間の価格競争が激しくなりますから、流通側からは大幅なマージン増の要求が起ころうでしょう。それにある程度応じるためには、出版社は価格のアップと、返品リスク回避のために返品枠を狭める必要が生じます。そうなった場合、現在の返品が自由な委託制度と異なり、取引は買切制（返品条件付きも含む）が主流にならざるを得ません。そうになると、書店は売れ足の遅い専門書の仕入れに、非常に慎重になることが予測されます。

展示する書店の減少および、展示スペースの縮小が起る結果、専門書の初刷の売れるスピードは今よりかなり遅くなると思えます。その点も考慮に入れると、流通側のマージン増に対応する分の他に、初刷部数減による価格アップというダブルパンチに専門書は見舞われることとなります。

たとえば、割引きで書店が専門書を提供したとしても、恐らく読者は現在より割高な価格で専門書を購入させられることになるでしょう。さらに、扱う書店の減少、展示スペースの縮小により、読者は購入の機会が現在よりも少なくなってしまうでしょう。

こうした点に限ってみても、出版物の再販制がはざされることは、専門書を求める読者にとって、現状よりもさらに読書環境が悪化することを意味します。したがって、私たち人文会は出版物の再販制がはざされることには、反対をします。

なお、金子ゼミの学生達が取次について述べている部分についても、私どもは立場を同じくするものではないことを、お断りしておきます。

金子教授はご承知のように、「再販問題検討小委員会」

の座長であり、「政府規制等と競争政策に関する研究会」の委員でいらっしゃいます。現在出版物を含む著作物の再販についての見直しをされている、中心人物でもあります。そのようなお立場にありながら、ご指導されたゼミの学生諸君の研究リポートを、小誌に載せて下さいましたことに敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

（人文会代表幹事 菊池明郎）

出版流通の現状とその在り方

——再販制度の是非を問う——

一 はじめに

二 出版流通の現状と出版物の取引について

(一) 出版流通の現状

(二) 出版物の取引について

三 再販制度

(一) 再販適用除外の導入経緯

(二) 再販制度の問題点とその検討

四 その他の問題点

(一) 委託（返品）制

(二) 取次の寡占

(三) 正味問題

五 おわりに

慶應義塾大学法学部 金子晃 研究会

一 はじめに

新保守主義（※１）が政治の潮流となる中で、政府規制は民間の活力を抑制するとして、その緩和が課題とされている。我が国では八〇年代に入って、電話事業における新規参入、金融自由化、土地利用規制の緩和などが進められ、現在、市場解放及び国民生活の充実の観点から、より一層の規制緩和が進められている（※２）。ところで、著作物（書籍、雑誌、新聞など）は独占禁止法（以下「独占法」とする）第二十四条の二第四項によって再販売価格維持（以下「再販」とする）商品になっている。再販制度と

は、例えば販売業者が自己の販売する商品の価格を自主的に決定することをメーカーが拘束し、流通段階における当該商品の価格競争を消滅させるものである。この再販制度による定価販売は日本の出版流通の特色となっている。しかし、このような規制緩和が進む中、独禁法によって再販行為の認められている出版物についても、その緩和が検討されている。

一九四七年に独禁法が制定され、一九五三年の改正により著作物が再販制度の対象となつて以来、この制度の存在意義が議論されてきたが、現時点で定価販売は崩れていない。近年、独禁法の運用が強化され、適用除外の再販商品について見直しが始まっている（※3）。公正取引委員会（以下「公取委」とする）は出版物の再販制度の見直しのための実態調査を一九九三年二月に行った。

著作物が再販商品であるとはいっても、必ず定価販売でなければならないというわけではない。部分再販（最初から非再販本と出版社が指定して出版する）及び時限再販（一定期間経過後、再販を外す）を実施することも可能である。実際、出版物を定価より安く販売することを試みる出版社や書店も無いわけではないが、その場合、書店や

取次などから圧力がかかるような状況であり、主力出版社は部分再販及び時限再販を実施しておらず、ほとんどが定価販売というのが現状である（※4）。

我が国では、独禁法第一条により、「公正且つ自由な競争」を経済の秩序づけの基本原理としている。したがって、政府規制や適用除外は独禁法の例外的なものとして、最小限にとどめられるべきである。第二四条の二の適用除外も、競争制限により得られる利益より、消費者が受ける不利益が大きい場合には、見直しを考えなければならない（※5）。

こうした立場から、再販商品の範囲が縮小されていくなかで、出版物だけが今のままでよいのだろうか。出版物についての再販制度の必要性については賛否両論あり、様々な問題が提起されているのは事実である。政府が介入（再販制度の維持）してまで出版物の定価を拘束し、保護する必要があるのか、価格を市場原理に委ねるべきなのか、再販制度それ自体の存在の是非が問われている。

また、業界全体の大きな問題として、委託（返品）制による過剰返品の問題がある。委託制とは、小売段階で売

れ残れば、出版社がそれを引き取るという制度である。この制度は、再販制度と並んで日本の出版流通の特徴と言われるものである。更に、取次の寡占や流通の各段階ごとのマージンも問題となっている。

本稿では、出版流通の現状とその問題点について、特に現在話題となっている再販制度の是非を中心に、委託制、取次の寡占、正味問題を法的観点から分析、検討する。

二 出版流通の現状と出版物の取引について

(一) 出版流通の現状

我が国における出版業界の市場規模は極めて小さく、一九九三年の出版総販売額は二兆四九二三億円にとどまっている。規模が小さいにもかかわらず、文化的側面で社会に与える影響力が大きいことが、この業界の一つの特徴である。この数字のうち、書籍が三九・八％（九九一七億円）、雑誌が五九・七％（一兆五〇〇六億円）となっている。書籍と雑誌をそれぞれを見ていくと、書籍の発

行部数一四億四九八万冊に対して、雑誌は四九億四五八万冊となっている。なお、書籍の新刊点数は四万八〇五三点である（※6）。

この出版業界には、出版社、取次、書店の三者があり、業界三者と呼ばれる。出版物は、出版社の編集、制作過程を経て発行されるが、出版社を起点として流通過程が始まり、取次、書店を通じて、読者の手に渡る（※7）。取次とは出版業界における卸であり、出版物流通の迅速化、集金、必要な情報提供、出版社・書店間の調整などがその主要な仕事である（※8）。

出版社は全国に四三三四社あり、八割が東京に集中している。その規模は、一〇人以下の出版社が四七・五％と多く、一〇〇人以上はわずかに三二社である（※9）。出版社自身が生産設備を持たずに、製作、販売のほとんど全てを他の業種に任せているという外注産業であり、外部への依存度は非常に高い。またこの業界は先が読めない業界であり、売れないと思っていたものが爆発的に売れてミリオンセラーになったり、その逆もよくある（※10）。

卸にあたる取次は、日本出版取次協会に加盟している

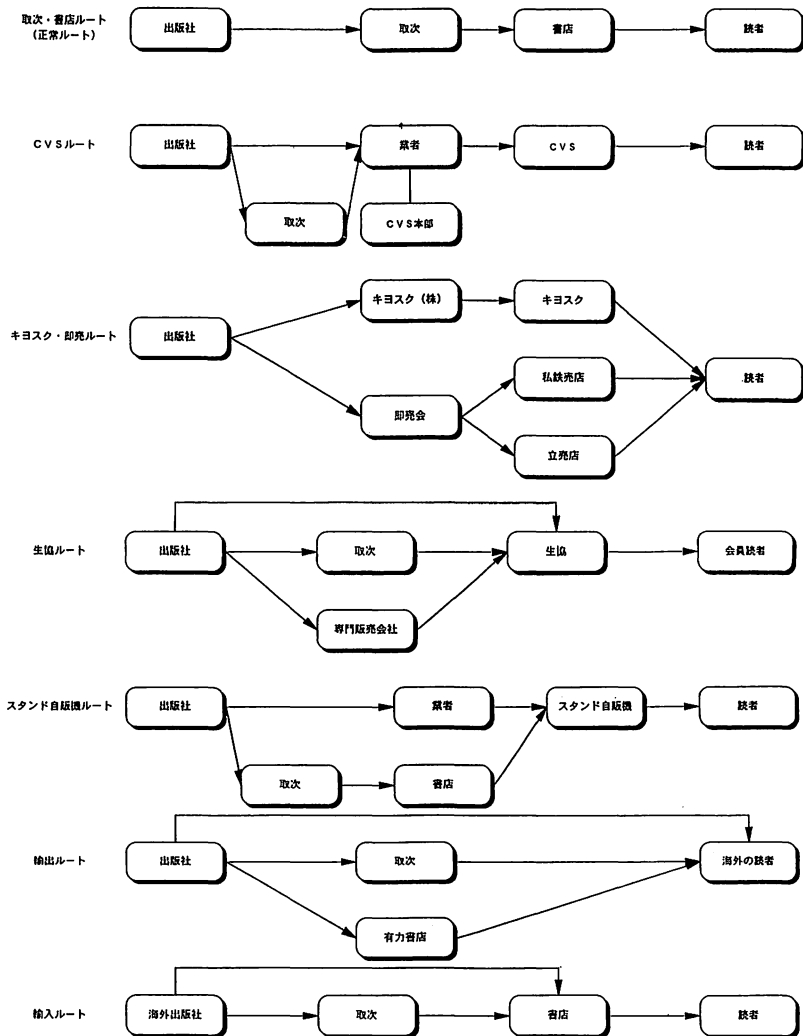


表 1

のが四二社あり、公取委の捉えている数が約八〇社、一般的には約一〇〇社あるといわれている。取次は、出版社や書店の数に比べて極端に少数であり、「砂時計構造」と言われている。株式会社トーハン（以下「トーハン」という）と日本出版販売株式会社（以下「日販」という）の二社で約六七％のシェアを占めており、事実上寡占状態となっている（※11）。一般的に卸の立場は弱いといわれているが、この業界では取次の力は強大なものとなっている。

書店は全国に約二万店ある（※12）。粗利益率が低いため採算性が低く、零細規模の書店が多いことが特徴と言われている。近年、書店は店数減少（※13）、売り場面積増加の傾向にある（※14）。また一九九二年度の書籍、雑誌の売上順位では、セブンイレブンが紀伊國屋書店を抜いて一位となり、コンビニエンスストアの存在が書店を脅かすようになっていく（※15）。

出版物の流通経路のなかで、明治以来の実績を発展させた、出版社―取次―書店―読者の既成の経路は、いわゆる「正常ルート」と呼ばれている。「正常」という意味は、一つには長い実績を持つこと、並びにこのルートだ

けで、約七割の取扱量を占めることによるものと思われる（※16）。販売ルートとその割合は、教科書ルートを含む取次書店ルート（いわゆる「正常ルート」）が七一・五％、CVS（コンビニエンスストア）ルートが二三・五％、駅の構内での販売を主とする弘済会（キヨスク）販売ルートが二・三％、その他（生協ルート、スタンド販売ルートや輸入ルート等）が一二・七％となっている（※17）。

（二）出版物の取引について

現在の出版物の取引形態には、大別して委託制と買切制がある。

委託制とは、出版社、取次、書店の三者で契約し、一定期間であれば売れ残った出版物を返品できるといふ、現在出版業界で主流となっている制度である（※18）。

買切制とは、書店が出版物を買切で仕入れ、返品できない制度である。

委託制には二種類、買切制には三種類、さらにそれ以外の形態として常備寄託がある。

①新刊委託 新しく発行された出版物を新刊として配

本する制度（委託期間は一〇五日）。

②長期委託 出版社が季節やテーマに合わせて企画した既刊本を書店と協議した上で、商品及び委託期間を決定する制度。

③買切 返品しないことを条件に売買される制度。

④買切延勘 請求を数カ月据え置く買切制度。

⑤注文 読者からの注文、書店の見込み注文、スリッ

プ補充充分による買切制度（※19）。

⑥常備寄託 書店の申し込みにより、出版社と書店が契約をして商品を一年間寄託し、販売の都度補充す

区 分	委託	買切	請求方法		返品期日
			即	延	
新刊委託	○		○		締切日起算105日
長期委託	○			○	4カ月、6カ月
買 切		○	○		（返品不可）
買切延勘		○		○	（返品不可）
注文品		○	○		（返品不可）
常備寄託	寄	託		○	1カ年

出典：トーハン業務規定、金子研究会ヒアリングより作成

表 2

る制度。商品は書店にあっても出版社の社外在庫として扱われる（※20）。

さて、現在の委託制が、法律上いわゆる委託なのか、売買なのかは検討の余地がある。

真正の委託販売の場合には、①商品の所有権は、メーカーに留保され、販売業者が第三者（商品の買主）に販売した場合には、その所有権はメーカーから商品の買主に直接移転することになり、②販売業者は、商品の販売までその保管につき善管注意義務を負うが、売れ残り商品については、メーカーに返品することができ、また、③販売業者は、商品の買主に対して自ら売主として商品の引渡債務を負担するとともに、売買代金債権を取得し、商品の買主から売買代金として得た金銭をメーカーに引き渡すことを要する（※21）。

しかし書籍の場合、①について、書店は、取次から送本された出版物の代金を翌月全額支払う以上、所有権は書店に移転していると思われる。また③についても、買主から売買代金として得た金銭は直接書店に入る。

②について、商品である出版物に汚損等が生じたり、読者による万引き等の場合には、書店の責任となってい

て、善管注意義務の範囲を越えて自己の物と同一の注意義務を負っていると思われる。

以上の事から、現在出版業界で言われている「委託制」は、真正の委託販売ではなく、返品条件付きの「売買」と見るべきである。

三 再販制度

(一) 再販適用除外の導入経緯

再販行為とは、生産者（またはそれと一体となった元売業者）が取引の相手方たる販売業者に對し、その販売価格（いわゆる再販売価格）を指示し、遵守を求める行為である。相手方たる販売業者が卸売業者である場合には、その取引の相手方たる小売業者の販売価格（再々販売価格）を、生産者の指示する価格に従うようにさせることを、当該卸売業者に要求する場合も含む（※22）。これは、自由主義経済の基本的ルートである公正且つ自由な競争を阻害するおそれがあるので、原則的に独禁法に違反する行為である。

すなわち、再販行為は独禁法第十九条で禁止されている不公正な取引方法の一つとして一般指定第二二項により原則禁止の取扱いがなされている（※23）。

しかし、①朝鮮動乱後の不況時に、廉売に苦しむ小売業者の救済を求める経済政策上の要請を受けたこと（※24）②当時の米、独では一定の条件の下で再販制度が許容されていたこと（※25）③当時の関連業界の実態から見て、再販制度を認めることによる弊害は少ないと判断されたこと（※26）等があり、一九五三年の独禁法第二次改正により、第二四条の二の規定を導入して、再販行為を独禁法の適用除外として認めた。この改正によって、書籍、雑誌、新聞、レコード盤などの著作物（法定再販）と公取委が指定した商品（指定再販——現在医薬品十六品目、化粧品十一品目）の定価販売が可能となった（※27）。このように法定再販と指定再販が区別されるのは、それぞれの目的が違うためである。以下、指定再販と法定再販の目的、運用について述べる。

1 指定再販制度（独禁法第二四条の二第二項）

指定再販制度が導入された目的は、おとり廉売から生産者、小売業者、および一般消費者の利益を保護するためであると考えられている。このおとり廉売とは、特定のブランド商品のみを著しく安い価格で販売することにより、不当に顧客を誘引するものである。生産者の立場に立つと、自己の商品がおとり廉売の対象となれば、多額の資金と時間をかけて作り上げたブランドの信用は傷つけられてしまう。おとり廉売を行う小売業者の近隣の同業者は大きな損害を受けることになる。また、商品の価格が下がり、代用品が横行することによって、品質の低下を招くこととなり、消費者の利益を損なうこととなる。このような状況を防ぎ、個々の利益を守るために、指定再販制度が設けられたとされている（※28）。しかし近年の状況から見ると、再販行為による流通段階での効率化の阻害の問題やメーカーの寡占化による価格硬直化の問題、また同制度が設けられた一九五三年当時と現在との状況の変化といった問題が生じてきたために、公取委は実態調査や公聴会を通して再販指定商品の見直しを行い、一九九二年に化粧品三品目、一般用医薬品一二品目の指定を取り消した（※29）。

2 法定再販制度（独禁法第二四条の二第四項）

法定再販制度が導入された目的は、立法当時の資料によってもあまり明確ではない。一般的に、①商慣行追認説 ②弊害希薄説 ③文化的配慮説の三つの説に分けられる。

①商慣行追認説 著作物は戦前から定価販売が行われており、再販制は消費者に馴染みの深いものであった。このことを理由に法定再販制度が認められたとする説である。しかし、この説は単に商慣行とされていたことによる一種の既得権を追認するために、法定再販制度が法制化されたという経緯中心の説明にとどまり、合理的根拠としては十分でないという批判がある（※30）。

②弊害希薄説 著作物の個別性、非代替性、および業界における競争的価格の強さのため、価格競争の面における弊害が少ないとされ、法定再販制度が認められたとする説である。しかし、弊害が少ないために再販制度が認められるとするのは、受動的な立場

に立つものであり、積極的にその合理的根拠を示すものではないという批判がある（※31）。

③文化的配慮説 文化的価値の保護という観点から、廉売を防止し、多種類の著作物を全国に均等に普及させるために、法定再販制度が必要であるとする説である。しかし、この説も著作物がどのような文化的意義を持っているのかを明らかにしていないように、文化の保護のために本当に再販制度が必要かについて説明していないという批判がある（※32）。また、文化的価値を有するのは何も著作物に限定されるものではなく、著作物だけを再販制度の対象とする合理的理由とはならない。

3 法定再販制度の運用

公取委は、独禁法の重点課題とされた流通段階における競争促進の一環として、一九七八年から出版物の再販制度の再検討を行い（※33）、一九八〇年一〇月、再販契約を漠然とした理解の下で行ってきた節のある出版業界に対して、①全ての出版物が自動的に再販契約になって

いる点を改め、出版社の意思で再販契約の対象にするかどうか決定できるようにする（部分再販） ②再販契約の対象となった後においても出版社の意思で契約の対象から外すことができるようにする（時限再販） ③出版物について再販契約を行った場合には再販商品であることを表示する ④再販契約によって景品付き販売を禁止している点等を改めるよう指導を行った。

このような指導を受けて、業界は再販契約書の改訂などの措置を講じたが、部分再販および時限再販は実際にはほとんど行われていないのが現状である（※34）。

（二）再販制度の問題点とその検討

日本の出版流通の特色は、再販制度による定価販売にある。我が国では、再販行為は原則として禁止されているが、著作物は独禁法第二四条の二第四項により例外的に認められている。このために、出版物はそのほとんどが定価で販売されているというのが現状である。再販制度による定価販売は、以前から疑問視されており見直しが求められてきたこと（※35）は、先にも述べた。ここで

は出版業界の主張を中心に、再販制度が維持されてきた理由を挙げ、検討を加える。

1 再販制度に対する業界の主張

再販制度を支持し、その存続を主張しているのは、主として出版業界自身である（※36）。なぜ出版業界は再販制度の維持を望むのであろうか。その理由は以下のよう
に考えられる。

第一に、出版物は人間の精神作用の所産であり、学術研究の成果と文化を伝達し、普及する重要な役割を担っている。そこで均一料金による全国平等な文化の普及、及び、文化財としての価値を保護するために廉売を防止する手段として、再販制度による定価販売は必要である（※37）。また、消費者の立場からはどこで購入しても同じ価格であるという安心感が得られる（※38）。

第二に、再販制度により価格面での競争を行わずに済むことは、資本力のない零細書店の保護につながる（※39）。

第三に、現在の出版流通が、再販制度とともに委託制

によって支えられている点は前述の通りであるが、もし再販制度を廃止するならば委託制も存続しえない（※40）。なぜなら現在の出版流通制度は、再販制度と委託制の双方が、例えば多品種大量陳列の保障のように、密接に絡み合った形で作用することにより支えられているからである（※41）。従って再販制度が廃止されれば、全て買切になってしまっておそれがある。返品制が必要不可欠である以上は、買切（現在は買切の場合、通常返品が認められていない）に移行することは回避したい。そのためには再販制度を維持することが必要である（※42）。

さらに、現在、価格を決定しているのは出版社であるが、もし仮に出版社が、不当に高い再販価格を付けた場合には、競争相手である他の出版社に容易に顧客を奪われるおそれがある。従って、現在付けられている定価は適正なものであり、生産者である出版社間に競争が存在する限り、定価販売が消費者の利益を害することはない（※43）。

また、出版業界は三者が互いに深く関係しあって特殊な流通制度を築いている。従って、一者だけが単独に動くことは難しい。現在の確立された制度のなかでは、今

更再販制度を廃止しようとは言い出し難い、という事情もある（※44）。

2 検討

これらの主張を次に検討する。

第一の主張については、前述のように、そもそも出版物が適用除外品として法定された根拠が明確ではない。

なぜ出版物を他の消費財と区別したのか、独禁法立法過程でのその理由は明らかにされていない。出版業界は、そこに出版物の「文化性」を見出している。つまり、出版物は、一般の消費財と異なり文化性が高く、特別の扱いをされて然るべきだというのである（※45）。

ここで問題となるのは、業界の主張する文化性とは何か、ということである。業界は再販制度の議論に文化性を持ち出すが、その文化性は漠然としすぎている。文化は個人によりその捉え方が異なり、定義づけることは難しい。しかし、ある制度を採用する際の根拠としては、曖昧なままでは不十分である。

また、そのように曖昧な文化性ならば、他の商品にも

認められることになる。全ての商品に一定の文化性が認められる以上、出版物だけを特徴づける根拠としては不十分であろう。仮に出版物のみに「文化性」を認めたとしても、それを経済法規である独禁法で保護するのが妥当か否かの問題がある。

独禁法は、経済政策的見地に立つべきものであり、文化の保護、育成は、もしその必要があるならば、文化政策として行われるべき（※46）ものである。出版物の文化性を理由に独禁法を適用するのは、必ずしも妥当とは言えない。文化の保護は独禁法の目的（※47）にそぐわない。

第二の主張については、確かに再販制度は、行き過ぎた価格競争からの零細書店の保護という働きがある（※48）。しかし、現状では再販制度だけで零細書店をカバーしきれていない（※49）。現在苦境に立たされている零細書店の保護ということであれば、現行の大規模小売店舗法（※50）の活用、取次との取引における大規模書店との格差の是正等が有効と考えられる。有効な手段とはなり得ていない以上、それを再販制度の維持の根拠とするのは妥当ではない。

第三の主張、再販制度を廃止すれば委託制も存続しないということはいえない。まず、完全に買切制に移行することは可能でない(※51)。現在の出版物の販売には、多品種の陳列が不可欠である。しかしその全てを買切することは不可能である。

その理由として、書店は買切る以上、売れ残りの危険を低くするために、仕入段階でその内容を吟味し厳選する必要があるが、一日約一七〇点もの出版物が発刊されている現状(※52)では、それら全ての内容をチェックすることは時間的にも能力的にも不可能である(※53)ということが挙げられる。

書店が全ての出版物を買切することはできず、従って、再販制度が廃止されたとしても、買切の比率が増えることはあってもそれに完全移行することはないと考えられる。完全な買切制への移行を前提とし、それを回避するために再販制度を維持すべきだという主張は成り立たない。また、買切制に移行したとしても、法律的に返品が不可能になるわけではない。この点については、委託制の章で述べる(四章(一)参照)。

3 結論

消費者の立場から言えば、出版物が再販商品であろうがなかろうが、選択肢が豊富にあり、価格が妥当で、商品の入手が容易であることが望まれる。この点から言えば、我が国の出版物の価格は硬直的である(※54)。しかし、国際的に見て国内諸物価と比較してみると低価格(※55)であり、商品の選択肢はある程度確保されている。そこで問題は、市場機構が発達した現在、価格を市場原理に委ねることなく政府が介入している(再販制度により小売店に価格決定の自由がない)という事実であろう(※56)。

価格は市場原理に委ねられるべきものであると考えられる。すなわち、価格はあくまでも市場での需要と供給により決定されるべきものであり、外部からの干渉、拘束があってはならないという意味での市場原理である。市場においては、出版物と一般の商品とが区別されているが、その理由は出版物の「特質」にあると考えられている。出版物の特質として、①多品種少量生産 ②非代

替性の二点を挙げることができる（※57）。

多品種少量生産は読者の価値観の多様化に起因するものである。一般の商品は、共通の普遍的価値＝使用価値を持つのに対し、本の場合には一部の本を除いて、共通の普遍的価値を持たない。ある人にとっては価値のあるものであっても、他の人にとっては何の価値もない本も存在する。非代替性は、それぞれの本が特定の著作者の思想や感情を表現したものである以上、他の著作者のものとはとって代わることができないということに起因する。他の一般商品は一定の使用目的に役立つのならば安いほうがよい、ということにもなりうるが、本の場合には安いからといって他の本になることはない（※58）。しかし、この特質を理由に、出版物だけを市場原理に委ねずにおくことは妥当ではあるまい。多品種少量販売も、非代替性も、突き詰めるとやはり出版物の文化性にたどり着くことになる。しかし、前述のように、出版物と他の消費財との区別に文化性を持ち出すのは妥当ではない。出版界において健全な競争が期待できるのならば、そこに政府が介入すべきではない。

以上の理由により、再販制度は見直されるべきである

と考える。

四 その他の問題点

(一) 委託（返品）制

問題点とその検討

現在の委託制を支えているのは返品制と再販制度である。返品制のメリットは、①売れ残りから生じる損害を回避できること ②それにより書店が多種、多量の出版物を陳列、販売できることである。

一方、主なデメリットとしては、①多量の返品による資源やそれに伴うコストが無駄であること ②取次のパターン配本により書店の個性がなくなること ③返品されることから出版社に売り上げの見通しが立たないことが挙げられる（※59）。

これらのデメリットを解決するためには、返品を認めない買切制の導入が考えられる。しかし、①に関して、資源の浪費を招いている少年マンガ誌等の定期的に発行

法政大学出版局

(表示価格は税込)

テキストのぶどう畑で
イリイチ 中世における読書のかたち、その意味と役割の変貌をあとづけ、読書の時代の誕生に立合う。岡部佳世訳/2472円

象徴と社会

ケネス・パーク 学際的思考を展開し人間行動と社会の究明に向けて批評体系を構築した知的営為の精髓。森常治訳/5974円

初期ギリシア科学

ロイド 科学文明の出発点に旅し、タレスからアリストテレスまで、理論と方法、探究の本質を説く。山野・山口訳/2472円

神々を作る機械

モスコヴィツシ 社会的現象を触発する情念の出現と変容のダイナミズムを集団心理学の観点から解明。古田幸男訳/7210円

宗教論

ルーマン 現代における宗教の可能性を探り〈社会現象〉としての解明を試みる宗教社会学の新展開。土方昭・透訳/1648円

転換期

ハンス・マイヤー 転換期における作家たちの思想と行動を検証しつつ20世紀ドイツの全体像をさぐる。宇京早苗訳/4532円

ロマン主義と表現主義

ウィードマン 現代芸術・文化に刻印されるロマン主義的精神の本質と問題性を比較美学を展開し検証。大森淳史訳/3914円

カント哲学の諸相

浜田義文 カント〈善意志〉論の哲学史的背景を論じた未発表論文を初め、カントの人と思想に肉迫する論考を集成。5974円

現代日本 官僚制の成立

岡田彰 戦後占領期にGHQと官僚との対抗・連携の中で行政官僚制はどう改編されたか。縦割り行政の淵源を衝く。5150円

162 東京都新宿区市谷田町2-14
☎5228-6271/FAX5228-6010

される大量出版雑誌は、買切制へ移行しても大きな発行部数の減少は見込めない。一方雑誌以外の書籍には、返品後も改装して再び流通しているものもある。以上のことから、資源の点では、買切制を導入しても、現状との変化はないと考えられる(※60)。②のパターン配本とは、取次が書店の売上データをもとに、ある一定のパターンで配本を行うシステムである(※61)。このパターン配本も、前述のように、毎日約一七〇点の新刊が発行される現状を考えれば、中小書店が独自で注文するより合理的であると思われる。また、ある一定のデータに基づいていることから、③で述べた売り上げの見通しも立つと考えられる。書店の個性という点についても、買切

制を導入したとしても、書店は損害を回避することを考慮にいれ、売れ筋の本しか置かなくなり、より一層画一化が進むことも考えられる。

以上、返品制のメリットとデメリットを比較考量すると、返品率を低下させたとしても、返品制度自体は維持することは意味があると思われる。

一方の再販制度の維持の問題については、再販制度のところで既に述べた通りである(三章(二)参照)。

そこで、再販制度を見直した場合、現在の委託制はどのようになるかについて検討する。

再販制度によって一律に決定されていた出版物の価格を、他の商品と同様に、市場原理に基づいて需要と供給

によって定めるようにする。その場合、出版物の価格は上がると言われているが、これは一時的なもので、最終的には適正な価格に落ち着くと思われる（※62）。この自由価格制度には、書店が自店で売る商品の価格を自由に決定できるという利点がある。

さらに、現状の取引はすでに述べたように委託制というよりは「売買」である。すなわち、返品条件付き売買である（二章（二）参照）。これは他の業界でも行われている取引形態である。本来、売買の場合、書店は自らの意思で商品を仕入れるべきであるが、これは前述したように、毎日大量の新刊本が出ている今日では合理的ではないので、パターン配本に委ねるという方法がよいと思われる。但し、一方的に取次が出版物を書店に送りつけるパターン配本に委ねるのであるから、書店は売れなかった出版物を返品できるという取引条件は残すべきである。この結果、書店経営のリスクも少なからず軽減されることになる。なお、パターン配本自体は合理的であるが、現在の取次によって行われているパターン配本には不合理な点が多く、改善が望まれる。

このように、返品制を残したままで、再販制度を廃止

した形での売買契約が今後望まれる。且つ、返品した出版物の代金が直ちに取次から書店に払い戻されるような制度を導入することが望ましい（現状の制度については四章（三）参照）。また、現実に再販制度を外した場合を考えると、販売方法の一つとして、書店は返品をしないという条件のもとで安く仕入れ、安価での販売を行う買切制が増えると思われる（※63）。

（二）取次の寡占

1 取次の寡占状態が生まれた歴史

我が国の取次業界は、寡占化（複占化）が進んでいる。トーハンと日販のいわゆる「二大取次」で、全取次ルーの六五〇％を取扱っているという推計がある。

トーハンと日販の寡占状態は今日の物的ではなく、その起源は戦前にまで遡ることができる。戦前の出版流通は、国策推進のために一九四一年に設立された日本出版配給株式会社（日配）が市場を一〇〇％支配していた。しかし、日配は一九四八年二月、持株会社整理委員会か

ら過度経済力集中排除法（集排法）の適用を通達され、また、翌四九年三月、閉鎖機関整理委員会から閉鎖機関に指定されて閉鎖された。日配閉鎖後の書籍流通を担う機関として数多くの取次が設立されたが、このうちトーハンは一九四九年、雑誌出版社を主体とする有力出版社グループにより、また日販は同年他の有力出版社グループ、書店、日配従業員により設立された（※64）。

両社とも設立に際して有力出版社が関与しているが、今日の中小出版社、ないしは、新規出版社に対する両社の取引条件の格差等の問題の一端は、両社の設立の経緯に内在していたものが顕在化したものであるという指摘が多い。

2 取次寡占の検討

二大取次の寡占は、多様な情報の蓄積を可能にし、両社はこれらの情報に基づいて、高度にコンピュータ化、省力化された、世界でもトップクラスの効率の良さを誇る流通制度を整備してきた（※65）。

本来、物流サービスは、集中による大規模化、合理化

への指向が強く働くものであるとはいえ、この寡占状態が独禁法における「独占的状态」（第八条の四）に該当するものであれば問題である。この独占的状态に該当する要件は、①独占的状态の成立する市場として「一定の商品」及び「類似の商品」の総出荷額（輸出分を除く）または「同種の役務」の価格が、年間一〇〇〇億円を超える「事業分野」で、②市場構造として一社の市場占拠率が五〇％を超えるか、または二社のその合計が七五％を超え、更に③市場における弊害として、当該市場への新規参入が著しく困難であることのほか、価格の吊上げ、過大な利益率、過大な冗費支出が存在することが必要である（※66）。

この三要件を現在の取次業界に当てはめると、①の要件には該当する。②については、一社で市場占拠率五〇％を超えていないことは明らかである。それでは二社ではどうであろうか。平成二年度の公取委による出荷集中度調査から計算すると、二大取次の市場占拠率は、合計で約六七％であり、二社の場合も該当しない。③の弊害要件のうち、参入要件については、圧倒的な二大取次により、中小取次が圧迫を受けている現状では、新規参入

は困難であると思われる。その他の弊害要件の該当性については、判断の材料を持たないので、留保したい。

確かに、二社で市場占拠率が七五%を超えるという要件は満たしていない。しかし七五%を超えるという基準も個々の業種に適しているかどうかは疑問であるし、有効な競争が行われているか否かを判断する際、この基準以下でも問題となりうる場合があるとの指摘もある（※67）。

3 取次寡占と取引慣行

次に出版社、書店との取引における取引慣行の中で、取次の寡占による弊害と考えられるものを検討する。

まず、取次が出版社に対して設ける格差について、大手出版社と中小出版社に対する取引条件の違いと、新規参入出版社と既存出版社に対する取引条件の違いに分けて考えてみることにする。

大手出版社と中小出版社に対する取引条件の違いについてであるが、大手出版社に対しては、仕入正味は格段に高く、委託本の一〇〇%近くが翌月支払われ、返品率

が五〇%を超えることの多い雑誌、書籍についても返品マージンは一切取らず、そのしわ寄せは中小出版社に押しつけられているといわれる（※68）。取次が出版社の実績に応じて、支払い方法や正味などの取引条件を変えることは当然である。また、正味格差は、出版物の内容等の違いから歴史的に形成されてきたもので、それを一律にすることは難しく、一般書、娯楽書、実用書、専門書、学術書、全集、辞典などの間に、ある程度の格差があるのもやむをえないことであろう（※69）。しかし、極度の低正味、支払い保留により出版社の事業活動に著しい支障を来するのであれば、独禁法第二条第九項不公正な取引方法一般指定第四項の取引条件の差別的取扱い、および第一四項の優越的地位の濫用が問題となろう。

次に新規参入出版社と既存出版社に対する取引条件の違いであるが、公取委の集中度調査（一九九〇年）によれば、日販とトーハンで市場占拠率は約六七%に達している。取次を通さないと出版界に新規参入できないため、二大取次の提示した条件をのまなければならない。取次はこの事を利用して、新規参入出版社に対しては、正味六五%、歩戻し（＝仕入割引）五%、注文品の売上代金留保

1995年1月・神戸

「阪神大震災」下の精神科医たち
中井久夫編 「何かやらなくては」
被災者でもある神戸在住の精神科
医ははじめ、現場で活動した30余名
が綴る、内部からの記録。¥1545

自己の治癒

コフート 自己心理学の方法を確
立した著者がみずからの立場を率
直に語る。ナルシシズムと新しい
精神分析。本城・笠原監訳 ¥6695

分裂病は 人間的過程である

サリヴァン 病者といかに付き合
うか。治癒とは、社会復帰とは何
か？ 米国の精神科医が語る分裂
病論15章。中井久夫他訳 ¥7416

思い上がり ひねくれ わざとらしさ

ビンズワンガー 日常語を出発点
として人間に普遍的な〈失敗〉の
様態を考察。現存在分析の白眉。
宮本忠雄監訳・関 忠盛訳 ¥4326

ベルンシュタイン

亡命と世紀末の思想

亀嶋庸一 あらゆる権力を相対化
する〈亡命者〉ベルンシュタインに、
現代への示唆を読み取る。はじめ
ての思想史的アプローチ。¥3708

月刊 みすず 3月号

サンタマン・マリー=アントワネ
ットへのテロル／サルトル、メル
ロ=ポンティ往復書簡2／ボルヒ
ャルト・情熱の庭師／ウィーナー
小特集／海外文化ニュース ¥300

東京文京本郷
3丁目17-15 みすず書房

三〇%、六か月後清算という不利な条件を押しつけているケースがある（※70）。

二大取次の市場支配力から考えると、これらを通さないと全国に配本するのは難しく、事業活動の開始、継続が困難となる。従ってこの不利な条件を受け入れざるを得ない。このような状況を考えると、取次の行為は公正競争阻害性があると言える。以上のような行為も同じく、不公正な取引方法（一般指定第四項及び第一四項に該当するおそれがあると考えられる）。

次に、書店の立場から取次の取引慣行を検討すると、

①卸正味の格差 ②取次、書店間の決済 ③信認金が問題となる。

①について、卸正味の格差は、大書店と零細書店の間で三〜四%の差となっている。書店により、取次との取引量が違うことを考慮すれば、不合理なものであるとは言えない。しかし、卸正味には入金報奨制度（※71）をはじめ、スリップ報奨、その他表と裏の各種マージンが加えられることがある。その結果、売上規模が大きくなればなるほど書店の利益は向上するので、書店の大型化は急速に進み、中小書店は不利な立場に置かれるようになっていく（※72）。これらのマージンは、累進性が高く、公正競争阻害性が認められれば、独禁法上、取引条件の差別的取扱い（一般指定第四項）に該当するおそれがあると考えられる。

②について、取次は、送本分の代金を直ちに書店に請求するが、この代金には書店が取次に返本した分も含まれる。というのも、送本された本を取次に返品しても、取次ですぐに返品入帳されないためである（※73）。本来、取次は、返品された分については、早急に返品入帳し、然るのちに、送本分から返本分を差し引いた金額を書店に請求すべきである。このような現行制度の下にあって、取次は、書店から必要以上に回収した代金を手元に留保できることになるので、公平な決済であるとは言いがたく、独禁法上、優越的地位の濫用（一般指定第四項第四号）に該当するおそれがあると考えられる。

③について、取次と書店が契約を締結する際、取次は書店に対して、取引保証のために担保の設定を求めるが、書店によってはこれに加えて、信認金の納入を求める場合もある（※74）。信認金は担保としての役割を果たすものであり、その金額が担保として相応なものであれば問題はないと考えられる。しかしそれを超える場合で、事業活動の継続が困難となるおそれがある場合は、優越的地位の濫用が問題となろう。

以上のように、取次と出版社、取次と書店との取引に

は、取次の寡占の弊害による、公正なものとは言い難い取引慣行が見受けられる。これらの取引慣行は、再販制度とは別に、是正されることが望まれる。

4 取次の立場から見た再販制度

現在の再販制度を廃止し、買切制と返品制を併用し（四章（一）参照）、価格決定を市場原理に委ねた場合の取次への影響を考えてみる。

再販制度を廃止した場合、まず大手書店と大手出版社との直接取引が増えることや、ポリウムディスプレイカウンタが仕入において起こることが考えられる。これによって、取次が仕切っていた取引条件（取引慣行）が崩れていくと思われる。

また、価格決定が招く取次への影響として、返品が減少が挙げられる。売れ残りを返品するよりも安価で売りさばいてしまう小売店が増えれば、取次が返品処理に費やすコストが削減される。それでも返品された本については、バーゲンブックとして、もう一度小売へ安く卸すこともできる。在庫が減るという点においても、この制

度は有効であると言える。

更に、正味についても変化が生じる可能性がある。返品しないということを条件に、小売に安く卸すことも可能になり、逆に返品できる場合は高く卸すということになる。このように、取引方法、取引量によって卸正味の率に上下の幅が出てくる。

取次機能全体への影響は以上のようなことが挙げられるが、次に再販制度を外した場合のトーハン、日販による寡占状態への影響を考えてみる。出版業界では、再販制度廃止は寡占を促進すると言われている。価格決定が自由となれば、大都市と地方では輸送コストに差があるため（出版社、取次は大都市に集中している）、それは価格に上乗せという形になり、地方では同じ本が高く売られることになる。コストをなるべく抑えて安価で売られるためには、全国を網羅した二大取次を通すのがよい。となると小売は、二大取次を利用する方向へと進む。専門書のみを扱う小規模取次は、特徴があるためあまり影響を受けないが、二大取次を縮小した形の中規模取次は取引量が減るおそれが出て来る。この考え方によると、再販制度廃止は寡占を促進することとなる。

しかし、寡占が促進し、二社で市場占拠率が七五%を超え、著しい弊害が生じれば、独禁法第八条の四「独占的状态」の規定が適用されることとなり、また再販制度が廃止され、取引慣行も改善されれば、新規参入が生じることとも考えられる。再販制度を廃止することに特に問題はないと考える（※75）。

（三）正味問題

1 正味概説

正味とは、販売業者がメーカーから買入れるときの仕入れ値段のことであり、出版業界では、取次が出版社から仕入れるときの仕入正味と、取次から小売店へ販売するときの卸正味の二つがある。一般に仕入正味に取次のマージン（定価の八%前後）を加えて、卸正味七七%前後として小売店へ配本される例が多く、小売書店のマージンは、定価の二三%前後となる。また、コミックでは卸正味七五・八%、二万円以上の本では卸正味八〇・三%という例が多い。出版物、特に書籍は、その性格が多

種多様で、その定価は制作原価と売れ行き見込みに基づいて出版社により決定されるため、正味もまた一律でなく、出版社対取次の折衝により個々に決められてきた(※76)。

さて、日書連は一九九二年二月に「書店経営白書」を発表した。それによると書店の大半は、経営改善のために正味引下げを希望している。また取次の中からも、輸送費をはじめとする諸コストへの対応や、出版量の増大に対処するための設備投資の必要性から、マージン増を求める声が上がっている(※77)。

一方、書店の一部には、マージンを現在より増やすことにより、大書店はますます有利になるが、零細書店には焼け石に水であり、異業種からの参入を再び招くことになるというマイナスの影響を危惧する声もある。また学術専門出版社を中心に、中小規模の出版社の経営は切迫しており、正味を引下げる余裕などないという声も上がっている(※78)。なお、公取委の指針の制約により、正味に関する団体交渉は不可能である(※79)。

しかし、雇用問題や輸送費の増加の圧迫をうけている書店や取次の経営を放置しておくわけにはいかない。経

営改善を正味だけに頼るのは危険であるが、過去の正味交渉の歴史をみれば明らかのように、「正味」こそ経営改善の即効薬であることは間違いない。現行正味や現行取引条件は、改善されなければならない。今こそ、流通整備と改善のための配慮が、出版社を中心とした出版業界に求められている(※80)。

2 問題点とその検討

正味に関する問題点として、①出版社間の格差 ②書店間の格差 ③他の業界と比較した小売店のマージンの低さが挙げられる。

①、②についての独禁法上の評価は、前に述べた通りである(四章(二)3参照)。

③について、出版業界は他の業界に比べ、小売店のマージンは低い数字となっている。例えば、「書店経営白書」の報告によると、粗利益率は最も高いメガネで五・六％、全国全小売業総平均は三一・三％であり、また楽器・レコードは二八・一％、文具は二四・七％である。それに対し書店は、二二・八％という下から三番目

の低率である。現在の書店の経営状況と合わせて考えると、改善しなければならない重要な問題である。改善するために考えられることとして、まずポリウムディスプレイカウンターの活用が挙げられる。これは他の商品では一般に行われていることであり、中小零細書店が集まって共同で大量に仕入れを行い、正味の引下げを実現する。事実、小書店が共同で仕入れる際にトーハンの出した条件を拒否し、中堅取次の大阪屋と取引している例もある（※81）。書店側にもこのような工夫、努力が必要であると考えられる。

しかし、再販制度の下では現状の打開は困難であると思われる。そこで再販制度のない状況を考えてみたい。今までの書店は、再販制度によって価格競争から守られていて、商人としての力を十分に発揮していない。再販制度がない場合、価格決定権は書店が握り、価格に幅ができると思われる。より低価格で本を販売しようとする書店は、たとえ売れ残りを返品できないというリスクを負ってでも買切で扱う比率を増やそうとするのではない（ここで書店の仕入れの力量が問われる）。というのも、返品のためのコストがかからなくなるため、低正味で仕入

れることができるからである。下がった分を、書店のマージンに上乗せすることも可能であり、また安く販売することもできるので、消費者にとっても選択の幅が広がることになる。

再販制度がなくなることによって、書店間の値引き競争が生じるがその場合、大型書店のほうが中小書店よりも値引きしやすいために、中小書店にとっては厳しい状況となるが予想される。しかし、大書店としても利益を挙げなければならぬ以上、それほど値引き幅に差が出るとは考えられず、中小書店の経営努力によって埋め合わせできる範囲内のものであろう。つまり、現状よりも改善される可能性はあるのではないか。また、再販制度のない競争社会において努力しない中小零細書店が廃業に追い込まれるのは、仕方がないことではないかと思われる。

重要なことは、書店の販売価格の決定がそのまま書店自身のマージン率決定につながることである。自ら決定したマージンの責任は書店自身にあり、正味問題の改善につながると思われる。小売店に値段の最終決定権があることが、流通の当然の形であらう。

五 おわりに

以上のように、現状の出版流通制度の様々な問題点を検討してきた。各章で、それぞれの問題をいかに解決すべきか提案をしてきたが、ここでもう一度簡単にまとめしておく。

再販制度に基づく出版物の定価販売は、現在それを維持する理由は不十分である。再販制度を廃止し、価格決定権を書店に与え、市場原理に委ねた方が、事業の活性化がもたらされ、また消費者（読者）の利益となり、望ましい。

現行の委託制については、多種、多量な出版物が書店に陳列されるために必要な返品制は残し、契約上は売買の形をとり、返品した出版物の代金が直ちに取次から書店に払い戻されるような制度に改めることが望ましい。

二大取次の寡占構造それ自体は、現行の制度の中では有効な解決策は見出せない。ただし、これ以上寡占が進んだ場合には、独禁法適用の可能性が生じる。再販制度廃止により二大取次の寡占化が促進されたとしても、独

禁法により対応できる。

出版社、書店と取次との不公正な取引慣行については、独禁法を適用することにより改善すべきである。

正味問題については、書店に価格決定権が与えられ、再販制度が廃止されることにより、改善が期待できる。

最後に、消費者の立場から考えると、流通制度が直接見えないため、出版業界との直接の窓口である書店に対する要望が主となるが、大書店と中小零細書店が多数併存する中で、営業時間の延長、店頭在庫の増加（陳列期間の延長）、客注の時間（リードタイム）の短縮等、多様な顧客のニーズに応える書店であることが望ましい。更に、低廉な価格で、選択肢が豊富にある事が望まれる。以上の要望をできるだけ満たすには、小売店に価格決定の自由がない現状を改め、再販制度を廃止し、市場原理に委ねるべきであろう。

以上、現行の出版流通の根底とも言うべき再販制度の廃止、加えてその他の問題の解決策を提案した。しかし、流通制度の全てを否定するわけではない。現段階を十分評価した上で、これら諸問題を解決することにより、より良い出版流通制度が發展することを望むものである。

本稿の作成にあたって、流通産業研究所主任研究員・木下修氏、出版ジャーナリスト・村上信明氏、その他出版社、取次、書店の方々から貴重なお話を伺った。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。それを参考に論じた箇所には、「金子研究会ヒアリングによる」と注釈を付した。なお本稿は、慶應義塾大学法学研究編集委員会『法律学研究第26号』に掲載したものに手を加えたものである。

(※1) その趣旨は、経済、社会政策の領域での政府の役割を削減し、市場機構と競争に多くを委ねることにある。日本では中曽根政権以来、この傾向が見られる。

(※2) 『知恵蔵 一九九〇年版』(朝日新聞社) 五一八―五一九頁。

(※3) 木下修「書籍流通の現状とその課題①」(『RI RI 流通産業』(流通産業研究所)、一九九三年一月号) 四六頁。

(※4) 一九九四年一〇月五日―一〇日、ブックセンターリプロ池袋店におけるバーゲンブック・フェアの資料より。

(※5) 金子晃「規制緩和と独禁法」(『ジュリスト』一〇四四号、一九九四) 四三頁。

(※6) 『出版年鑑 一九九四 資料・名簿』(出版ニュース社) 二八九頁。

(※7) 青木春雄『現代の出版業』(日本エディタースクール出版部、一九八九) 一七―一八頁。

(※8) 木下修「書籍流通の現状とその課題②」(『RI RI 流通産業』(流通産業研究所)、一九九三年二月号) 五〇頁。

(※9) 前掲『出版年鑑』三二―三三―三五頁。

(※10) 金子研究会ヒアリングによる。

(※11) 同右。

(※12) 同右。

(※13) 「書店経営白書」(一九九二)の指摘によると「今年年間一〇〇〇店に及ぶと言われる多数の書店が廃業に追い込まれ」ている。

(※14) 通商産業官房調査統計部『商業統計表』によれば、売場面積は昭和六〇年一七〇万三七二平方メートル、昭和六三年二六万八一九九平方メートル、平成三年二四一六九四二平方メートルと大幅に増床している。

(※15) 『新文化』一九九三年二月四日一面。

(※16) 前掲青木、一八頁。

(※17) 前掲『出版年鑑』三一九頁。

(※18) 金子研究会ヒアリングによる。

(※19) 本の注文は、従来本に挟み込まれている短冊

(スリップ、注文票) によって処理されている。

客注、見込み注文、売れた本を必要に応じて補充する補充分は、それぞれ色の異なる短冊に、出版社、書名、著者名等を記入し、取次に送られる。取次では書店から届いた短冊を出版社別に仕分け、集品、ピッキングの上再度書店別にまとめ、起票し、荷造りし、発送するといった

工程をほとんど人の手によって行うため、注文品が書店に届くまで通常一、二週間かかる。このリードタイム(注文してから届くまでの期間)を短くするために、書店はオンラインやファクシミリの、取次はコードを読み取って仕

分ける超高速OCR読取機、自動仕分機等の活用、導入を行っている。

金子研究会ヒアリングによる。

(※20) 『流通、取引慣行に関する独占禁止法の指針』

(公正取引委員会事務局、一九九一)。

山田昭雄ほか『流通、取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』(商事法務研究会、一九九

一)。

(※22) 今村成和『独占禁止法入門(第四版)』(有斐閣、一九九三)一五八頁。

(※23) 金子晃他『流通産業と法』(三省堂、一九九三)五四頁。

(※24) 鈴木満、妹尾芳彦『再販指定商品の見直しについて』(『公正取引』五〇〇号、一九九二)七頁。

(※25) 同右。

(※26) 土原陽美『再販の適用除外制度―その変遷と現状』(『ジュリスト』五九九号、一九七五)五四頁。

(※27) 前掲金子他、五四頁。

(※28) 加藤一郎、竹内昭夫『消費者法講座第三巻 取引の公正I 価格を中心に』(日本評論社、一九八四)一八六―一八八頁。

(※29) 前掲鈴木、妹尾、四頁。

(※30) 辻吉彦『出版物再販制度(法定再販)の再検討―制定理由の側面から』(『公正取引』三六〇号、一九八〇)六頁。

(※31) 同右。

(※32) 同右。

(※33) 前掲金子他、五五頁。

(※34) 公取委「政府規制と競争政策に関する研究会」が発表した報告書「独占禁止法適用除外制度の

見直し(各論)より「独占禁止法第二十四条の二(再販売価格維持行為)」一九九一。

(※35)

昭和五三年二月公取委「消費者モニターアンケート」によれば、「何らかの形で現行再販制度を是正したほうがよい」七四%となっている。

(※36)

昭和五四年二月公取委「出版物の取引実態及び再販売価格維持契約の実施状況についての実態調査(対象出版社一〇〇社、取次二〇〇社、書店一〇一〇店)」によれば、再販が必要と回答した出版社は、大規模八八%、中規模五九%、小規模四三%、平均五五%、取次は、六大取次一〇〇%、その他七七%、平均八〇%、書店は、大規模九六%、中規模九一%、小規模八五%、平均八九%となっている。

(※37)

昭和五三年一月公正取引協議会代表「出版物再販制度についての出版界の見解」。

前掲加藤、竹内、一八八頁。

(※38)

西谷能雄『出版とは何か』(日本エディタースクール出版部、一九七二)三九八頁。

同『本の定価とは』(日本エディタースクール出版部、一九九〇)八八頁。

(※39)

西谷能雄『出版を考える』(未来社、一九八四)

二六頁。

(※40)

出版流通対策協議会『本の定価を考える』(一九九二)二〇一—二二頁。

(※41)

前掲『本の定価を考える』二〇九—二二頁。

(※42)

金子研究会ヒアリングによる。

(※43)

前掲『本の定価を考える』一九四—一九六頁。

(※44)

西谷能雄『出版界の虚像と実像』(未来社、一九八一)三五、三九頁。

(※45)

小出鐸男『現代出版産業論 競争と協調の構造』(日本エディタースクール出版部、一九九二)一五五—一五八頁。

(※46)

前掲『出版物再販制度についての出版界の見解』。

(※47)

前掲加藤、竹内、一八八頁。

(※48)

文化庁は、「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務」(文部省設置法第二十九条第一項)を行うことを任務とする行政機関であり、その対象とされている「文化」とは、「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動」(同法第一条第九号)と定義されている。

(※47)

独禁法第一条に「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」とある。

(※48)

金子研究会ヒアリングによる。

(※49)

「書店経営白書」によると、日書連が行った実態調査において、経営が極めて苦しいと回答した書店は五三％（三九二七店の回答中）であり、神奈川県書店商業組合の調査によると、赤字または利益ゼロという書店は二〇％（一九三店中）であった。

一九九一年版「書店経営指標調査」においても、三九六店中、赤字店の比率は九〇年度の一九・六％から九一年度には二八・三％へと大きく増加している。なお、上の調査は中小書店のみを対象としたものではないが、いわゆる大書店は売上を伸ばした（年商一〇億円以上の有力専門店八七五社を対象に行った「第二〇回日本の専門店調査」によれば、売上の伸び率は以下のとおりである。紀伊国屋八・八％、丸善四・四％、リプロ七・四％、三省堂八・三％）。この状況か

(※50)

ら、赤字であると回答した書店はそのほとんどが中小零細書店であると推測される。
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律。第一条の目的に「中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売の正常な発達をはかり」とある。

(※51)

金子研究所ヒアリングによる。

(※52)

前掲『出版年鑑』二八五頁。

(※53)

金子研究会ヒアリングによる。

(※54)

消費者物価指数と出版物定価水準とを比較してみると、八〇年度を一〇〇とすると九二年度の物価指数は二三〇、出版物定価指数は二二〇と上昇率が平均を上回っている（八三―八八年は一〇〇を下回る）。『出版指標 年報 一九九三年版』（出版科学研究所）三八三頁。
奥山益朗『出版文化』（東京堂出版、一九七二）二一九―二二〇頁。

(※56)

木下修「書籍流通の現状とその課題③」（RI RI 流通産業）流通産業研究所、一九九三年三月号）五〇頁。

(※57)

前掲『出版を考える』一七―二二頁。

(※58)

『書籍出版のマーケティング いかに本を売るか』（出版ニュース社、一九九二）二二頁。

(※59) 金子研究会ヒアリングによる。

(※60) 前掲『本の定価を考える』二四頁。

(※61) 金子研究会ヒアリングによる。

(※62) 同右。

(※63) 価格決定は返品を見込んだ上で行っているの

で、返品をしないという条件の下では、当然仕

入価格は下がると考えられる(金子研究会ヒア

リングによる)。

(※64) 村上信明『出版流通とシステム』(新文化通信

社、一九八四) 四四―四六頁。

(※65) 箕輪成男『消費としての出版』(弓立社、一九八

四) 九三頁。

(※66) 独禁法第二条第七項より。

(※67) 馬川千里『企業競争のルール』(日本工業新聞

社、一九七九) 六七―六八頁。

(※68) 安原顕『リテール』三号(メタログ、一九

九二) 二四七頁。

(※69) 前掲『本の定価とは』五三―五四頁。

(※70) 安原顕『リテール』創刊号(メタログ、一

九九二) 二三五頁。

(※71) 入金報奨制度とは、書店と取次のあいだで結ば

れる報奨制度で、入金額のランク別に、その入

金率をもとに歩戻し率を決める。例えば、七〇

〇〇万円というランクにおいて、一〇〇%入金
すれば、二・三%(最大)というような具合で
ある。

(※72) 前掲小出、一七九頁。

(※73) 小林一博『出版業界 岐路と選択』(柏書房、一

九九二) 六八―六九頁。

(※74) 金子研究会ヒアリングによる。

(※75) 青木春雄「出版流通寡占と再販問題」(『ジュリ

スト』六八五号、一九七九) 六六―六七頁。

(※76) 『出版事典』(出版ニュース社、一九七二) 二二

五頁。数字は全国書店新聞一九九四年五月二八

日四―五面より。

(※77) 小林一博『出版業界 問題の焦点』(柏書房、一

九九四) 三二頁。

(※78) 前掲『書籍流通の現状とその課題③』四五―四

六頁。

(※79) 公取委「事業者団体の活動に関する独占禁止法

上の指針」(一九七九年三月)によると「価格、

割戻し、手数料等の決定または改訂を、団体交

渉によって行うこと」は価格制限行為とされ、

原則として独禁法違反(第八条第一項)となる。

(※80) 前掲小林、三二頁。

(※81) 金子研究会ヒアリングによる。

〔追記〕

慶應義塾大学法学部教授
金子 晃

本論稿が『人文会ニュース』に掲載されるに当たって、本論文について、また掲載されるに至った経緯について若干述べさせていただきます。

本論文は、慶應義塾大学法学部法律学科において私が担当しています研究会（経済法研究会）の三年生が、同大学法学部が法律学科の学生のために編集している雑誌『法律学研究』（年一回三月発行）に掲載するために、勉強し、議論し、纏め上げたものです。私の研究会では毎年三年生が中心となり『法律学研究』に論文を投稿するのが伝統になっています。

平成六年度は何をテーマに取り上げ研究をするかを学生達と議論をした結果、学生達に身近な書籍を取り上げ、書籍が出版業者により出版され、取次、書店を経て読者に届くまでを調べ、法律的に分析することになりました。丁度、書籍の再販維持制度が問題となっており、再販をも含めて出版業界の問題点、在り方を検討することになりました。

学生達が勉強を始めたのは昨年（平成六年）の四月からです。彼らは日吉キャンパスより三田キャンパスに移ったばかりで、出版について何の知識もありませんでした。また独占禁止法についても勉強を始めたばかりでした。研究会の先輩を含め、出版界に関係する多くの方々からお話を聞かせていただき、また

文献を調べ、議論に議論を重ねてようやく半年後の十月に研究の結果を纏め上げたのがこの論文です。十分な知識も無くまた実態も十分に知らない学生達の研究の一応の結論です。

『法律学研究』に掲載するための最終の原稿をお話を伺った方々にお送りしたところ、非常に高く評価していただき、本誌への掲載の機会を与えていただきました。最初、素人の論文で、大学内の学生のための機関誌への掲載を予定したものであり、お断りしようと思ったのですが、自分達の論文が活字となり多くの人たちの批判の対象になることは、学生に非常に大きな刺激を与えることになると考え、また最終原稿にいたる途中の段階の原稿が外部に出てしまい、業界の一部の方々の間で話題になっているとの話を聞き、それならばむしろ最終原稿をオープンにしたほうが望ましいと考え、本誌への掲載をお願いした次第です。

学生達が自分達の身近にある書籍について、読者の立場から望ましい在り方を真面目に考え纏め上げたこの論文が、業界の方々に何らかの形で役にたてば幸いです。なお、申すまでもありませんが、この論文は学生達が自分達で調べ、検討し、議論し纏め上げたものであり、私の見解でないことを申しそえておきます。

平成七年二月一三日

〈再販問題を考える②〉

出版物再販制の意義

一九九五年二月

(社)日本書籍出版協会
(社)日本雑誌協会

(1) はじめに

(2) 再販制度と読者の利益

(1) 価格——適正・公平・安価

(2) 出版物の多様性——選択機会の増加

(3) 購入の利便性——出版物との出会いの場

(3) 再販制度がはずれたらどうなるか

(1) 委託販売システム

(2) 出版物の価格

(3) 読者の利便性

(4) 読者のための再販制度の柔軟な運用

(5) 読者の利便に向けての改善努力

(1) バーコードとVAN構築

(2) 読者のための流通改革

〈添付資料〉

A・出版取引における委託販売について

B・海外出版界の再販・非再販制度の現状

(1) はじめに

出版物は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下、「独禁法」という)の下で、再販売価格維持制度(以下、「再販制」という)の適用を受けてきました。私どもは、再販制が今日の自由経済体制の中で例外的な制度であることを理解しています。

いま、規制緩和という大きな流れの中で、公正取引委員会による独禁法の見直し作業が進められ、法定再販である書籍・雑誌を含む著作物六品目についての検討が行われています。私どもは、出版活動が再販制の下できわめて適正に行われ読者に裨益することによって、わが国の教育・学術・文化の発展に大きく貢献してきたと確信しています。

著作物の再販制見直しが行われることになった機会に、私どもは出版物が消費者(読者)とどのような関係を築いていくべきか、それは再販制とどのような関わりがあるのかについて私どもの見解を表明し、再販制の維持を強く要望したいと存じます。

一方、「著作物について適用が除外されるのは、それによって得られる社会全体の利益(文化的価値の増大)が、それにより失われる消費者の利益を上廻る場合である」(「公正取引」No.500 金子晃教授論文より)という比較・考量の見地にとって、私どもは著作物の再販制がもたらす社会的利益・読者の利益がいかなるものであるかを絶えず厳しく見つけることが必要であると考えています。

出版物は、教育、文化、情報の向上・継承・伝達の最もすぐれた手段として利用され、文化の形成と社会の発展を支える役割を担ってきました。わが国が戦後の疲弊した焼け跡から目覚ましい復興を遂げることができたのも、その要因として、出版物の果たしてきた役割を軽視することはできません。とくに教育の面で出版物は、知性・情操・創造力の育成に多大の貢献をしてきました。

わが国には四〇〇〇社を超える出版社があり、年鑑四八、〇〇〇点余の新刊書籍が発行され、約五〇万点といわれる既刊書籍、それに約四〇〇〇種に及ぶ雑誌等が発行されています。年間の発行部数は書籍が約一四億冊、雑誌が約四九・五億冊と数字的にみても世界屈指のものになっています。

出版物は、同一商品購入の反復性および商品間の代替性がきわめて少なく、また、注文購入が一般的でないことから、店頭に陳列されることが販売のための重要な要素になっています。こうした出版物を発行する出版社の活動をいっそう活性化させているのは、全国に網の目のように広がっている二八、〇〇〇もの書店をはじめ、一五万カ所以上といわれている販売拠点（生協、キヨスク、マガジン・スタンド、CVS等々）の存在です。通常、出版物は、このような販売拠点すべてに行きわたる部数は発行されません。一旦配本されたが売れずに返品された書籍等は、すぐに廃棄されるわけではなく、異なる販売拠点に再出荷されたり、読者からの注文に応ずるため出版社に在庫されることになります。

読者が、多くの出版物を広域かつ稠密な販売網を通して安心して購入できるのも、また、出版社が返品になった出版物を新たな販売拠点に再出荷し、あるいは読者からの注文にいつでも応ずることができるのも、再販制によって価格維持がなされるからにほかなりません。リーズナブルな定価設定により誰でもどこでも同一価格で購入することができることは、読者と出版社との信頼関係

を築くことにつながっています。

わが国では出版の自由が憲法で保障されており、思想信条を越えて自由に表現し、自由に競争しながら多種多様な出版が行われています。出版社は他の業種に比べて経営規模が小さく、事業リスクも大きいのが実情ですが、このように多様な出版物がある程度の経済単位を確保して発行できるのも、流通という側面で、再販制に支えられた委託販売によっているからです。

さらに、出版物（同様のCD等を含む）は、再販商品であることによって全国的な価格の安定性が保たれるため、返品自由のいわゆる「委託販売」が成り立つのです。いま私どもは再販制の見直しを機に、再販制を維持しつつ、読者にとってよりメリットのあるものとするため、その運用について新しい検討を加え具体的に対応したいと考えています。

(2) 再販制度と読者の利益

再販制見直しの重要なポイントは、「消費者の利益を損なう結果になっていないか」でありましょう。確かに、

値引きの行われない出版物は、「価格破壊」という世情のなかで消費者の利益が損なわれているのではないかと、という疑念を招く恐れなしとしません。

しかしながら出版物の販売実態は、再販制があるゆえに消費者である読者の利益が守られている結果になっています。その実情について以下に「価格」、「多様性」、「利便性」の三点から述べることにします。

(1) 価格——適正・公平・安価

出版社は、再販制の下で価格を決定する立場にあります。出版社の数が多く競争が熾烈なため、需要予測に応じた価格、あるいは類似書との競争を反映した価格を設定しなければなりません。その結果、一般の物価上昇に比べ、出版物の価格がいかに抑制されたレベルであるかは図1、表1が示す通りであります。

もちろん出版物が低価格で読者に提供できているのは、出版社側の努力ばかりではなく、取次会社、書店など出版流通に携わるそれぞれの部門の努力にもよっています。取次会社にとっては、委託販売によって返品処理コストはかかるものの、最終的な返品リスクは出版社が

負うこととなります。書店は、再販制のゆえに委託販売、常備寄託などの販売施策のもとで、売れ残りのリスクが小さく、安定的に経営を続けることが可能になっています。

また、再販制と価格の関係で重要な点としては、全国同一価格という保証があります。都市部と地方とを問わず出版物を同一価格で購入できるということは、読者にとって教育・文化・情報の機会均等の面からも大きな意味をもつといえましょう。

(2) 出版物の多様性——選択機会の増加

前述のように多数の出版社から発行される出版物は、量・種類とも膨大になります。このことは、読者の立場からすれば、内容、価格、形態において選択の幅が広がり、その多様性から、さまざまな利益を受けることとなります。

例えば、英和辞書を買おうとする場合、読者は店頭でまず種類の多さに驚くと思います。次に読者は、それらの中から、価格、造本・装幀はもちろんのこと項目数や引用例の多さ、図版の有無、カラーを利用した見やすさ

表1：出版物と物価上昇率

項 目	1963年（昭38）	1993年（平成5）	上 昇 率
理 髪 料 金	280円	3,230円	11.5倍
国鉄（JR）初乗り運賃	10	120	12
そば（もり、かけ）	40	430	10.8
国立大学授業料	12,000	411,600	34.3
文 藝 春 秋	100	650	6.5
主 婦 の 友	200	500	2.5
小 学 1 年 生	160	480	3
コンサイス英和辞典	480	3,000	6.3

朝日新聞社『値段史年表』他による

表2：多様な選択可能性（大江健三郎氏 著作リスト）

1994年12月現在

タイトル	判 型	出版社名	頁数	定価（税込）
万延元年のフットボール	四六判 ケース入	講 談 社	393	1,800 円
静かな生活	四六判	“	267	1,300
個人的な体験	“	新 潮 社	251	1,400
死者の奢り	“	文 藝 春 秋	303	1,300
小説の経験	“	朝 日 新 聞 社	298	1,600
新年の挨拶	“	岩 波 書 店	201	1,400
燃えあがる緑の木(第2部)	“	新 潮 社	312	1,800
万延元年のフットボール	文庫判	講談社文芸文庫	492	1,300
持続する志	“	“	694	1,600
新しい人よ眼ざめよ	“	講 談 社 文 庫	325	500
個人的な体験	“	新 潮 社 文 庫	258	400
死者の奢り	“	“	270	400
遅れてきた青年	“	“	486	560
対談 原爆後の人間	選書四六判7ト	新 潮 社	188	1,000
ヒロシマノート	新書判	岩 波 書 店	186	580

など、さまざまな点で商品比較を行いながら、購入する辞書を選択できます。

こうした類似商品の多さ、多様性は辞書ばかりでなく、その他の出版物についてもいえます。比較要素が少ないといわれる文芸書についても同様です。一例をあげるならば、先ごろノーベル文学賞を受賞された大江健三郎氏の諸作品の発行状況は次の通りです(表2)。

この表に示されているように、同一作品でありながら異なった出版社、違う判型で出されているものもあり、読者はそれぞれの好みや事情により、これらの中から自由に選択することが可能です。また、頁数と定価の関係も一定しておらず、製作上の諸条件(内容、造本、装幀、需要量、他)によって弾力的に価格設定がされています。読者は内容に対する期待感や手にした時の質感などと価格を勘案しつつ、この面でも自由な選択を行うことができます。

冒頭にも述べたような活発な出版活動を可能にし、このように読者が自己の判断で商品の価値をはかり、懐具合と相談して商品を選択できるという多様性を実現できているのは、返品自由なため「委託制」と呼ばれている

出版界独特の販売システムであり、それを支えてきたのが再販制です。

(3) 購入の利便性 出版物との出会いの場

出版物の再販制がもたらす読者への利益として、購入機会すなわち読者と出版物の出会いの場を、いかに豊富に提供できるかがあげられます。諸外国と比べて公共図書館が少ないことやブッククラブがないといったわが国の事情から考えて、読者の利便に應える尺度は、出版流通の要ともいえるべき書店の動向に求められることになります。まず、書店状況の推移について述べます(図2)。

近年、書店の売り場面積および大型(多量在庫保有)書店数は年々増加しています(百坪以上、一九七三年四五六店、一九九三年一七〇〇店)。ここに掲げた書店数には、CVSなどの販売拠点が含まれていませんが、新たな出店や流通チャネルの開発等により、売場面積は拡大の趨勢にあります。従って、読者と出版物との出会いの機会は確実に増えています。

また、配達・情報提供などのサービスを実施している書店は多く、その地域や職域で読者に利便が図られています。

ます。

こうしたわが国の書店の数の多さとキメの細かいサービスぶりは、世界屈指の読書環境を創出しています。

このような多数の販売拠点の維持を可能にしているのが、出版業界におけるいわゆる委託販売という取引慣行です。出版物の流通は、返品自由な委託販売に負っているところが大きく、年間四八、〇〇〇点以上も発行される新刊書籍が、全国の書店に配本できているのは委託販売があるからです。これは、長年にわたる取引慣行として、多くの書店への新刊配本を可能にし、五〇万点、一四億冊強の書籍流通、四〇〇〇種、四九億冊を超える雑誌流通を可能にしています。送品された書店側は、返品自由なので安心して販売にあたることができます。

読者は、新刊・既刊を問わずより多くの出版物との出会うの機会を得ることになり、自由に欲しい出版物を自分の目で選択し、手にとって確かめて購入することが可能になります。このことは、一方で出版の自由の保障という観点からも軽視できない機能を果たしています。

出版界における委託販売は、一般にいわれている「委託」とはかなり内容を異にしております。その詳細につ

いては後掲の添付資料（A）をご参照ください。

(3) 再販制度がはずれたらどうなるか

現在の委託販売が読者の利益を守るために、有効な販売方法であることは前述した通りです。

委託販売は販売方法の一つです。したがって、再販制がはずれても委託販売が残る可能性は考えられます。また、再販制がはずれたら、直ちに委託販売がなくなるとも言い切れません。しかしながら、出版界には、定価販売・委託販売が長年の取引慣行として定着していますから、再販制がなくなった場合どのような事態を招くかを正確に推測することは大変に難しいといわざるをえません。

ここでは、中・長期的な観点にたって、予測される事態について述べることにします。

(1) 委託販売システム

再販制がなくなると、価格決定の主体が出版社から書店に移り、現在、出版社間、出版物間で行われている価

格競争が書店間の価格競争になります。

出版社が価格を設定する基本的な要因は、①企画内容から考えた造本・体裁・仕様、②長期的な販売可能数、③類書の価格との比較検討、そして、④販売経費・一般管理費です。書店が価格を設定する要因は、①仕入れ価格、②周辺書店の値付け、③販売経費・一般管理費となります。

書店が書店間の競争に勝ち、安定した経営を続けていくためには卓越した仕入れ能力と仕入れ原価を抑える努力が必要になります。仕入れ能力は個々の問題としても、仕入れ原価を抑えるためには、ある程度以上のスケールメリットが必要になります。価格競争のために、さらに仕入れ原価を下げるには、返品なしの買切り条件の提示に至らざるをえないでしょう。それに対応して出版社は出荷価格（出荷正味）を下げざるをえなくなりま

ていくことになりました。

(2) 出版物の価格

前述のように再販制が廃止された場合、スケールメリットを有効に活用できる大型書店の買切り販売が主流になります。書店側は自由に返品できないリスクを吸収するべく、また価格競争に負けないために、需要と供給のバランスの限界まで仕入れ原価を下げようとしています。

すなわち、カバープライスに対する正味（卸価格）の引下げか、仕入れ価格にマージンを自由に上乗せして売価とするオープンプライス方式か、いずれかを選択することになります。将来的にはオープンプライス方式もあり得ますが、現在の出版点数の多さや書店の実情をみると、カバープライスでの卸価格（正味）取引が当面継続されるものと思われます。

再販制の下では出版社間の価格競争は激しく、卸価格引下げの余地が少ないため、引下げに応じざるを得ない場合はカバープライスを高くして、そこに原資を求めることになります。

結論として、カバープライスの上昇分すべてが読者で

ある消費者に還元されるような値引きが行われないかぎり、読者はカバープライスよりは安くなるにせよ、実質的には高い出版物を購入せざるを得なくなりえます。

(3) 読者の利便性

出版物の多様性は、四〇〇〇以上という出版社の数の多さと、その旺盛な出版活動によってもたらされています。そして、この自由で活発な出版活動を可能にしているのが、読者との豊富な出合いの場を提供している全国二八、〇〇〇余の書店です。書店が安心して出版物を仕入れ、また新刊配本を受け入れてきたのは、定価販売であり、売れ残りリスクが少なく、品揃えやサービスによって店の特色を打ち出せるという営業環境にあったからです。いうまでもなく委託販売とそれを支える再販制があったればこそです。

再販制がはずれ、委託販売が減少した場合、書店は売れ残りリスクを避けるため、仕入れも厳選せざるを得ず、これまでと同様の仕入れ点数・冊数は望むべくもありません。こうした傾向の中で出版社としても、企画はあっても出版できない事態を生じ、その結果、出版点数

が減少し、読者の選択の幅がせばまるでしょう。

大量仕入、大量販売を行えない書店は、価格競争力も弱まり、商品の仕入に困難を生じ、書店数が減少の方向へ向かうことは避けられません。読者の出版物との出合いの場はその分だけ少なくなります。

本との出合い・触れ合いの場としての書店店頭が、かにマージン率のよい商品ばかりで占められるような状況になれば、とくに若年層の活字ばなれが叫ばれるなか、教育、文化、情報提供の面で計り知れない損失をもたらすことは必至であり、その社会的影響は甚大です。

(4) 読者のための再販制度の柔軟な運用

これまで述べたように、出版物の再販制は読者のメリットとして充分機能していると確信していますが、私どもはさらにこの制度の柔軟な運用を実現し、読者とともに歩み、発展していきたいと考えます。

一九八〇年（昭和五五年）に現行の再販制に移行して以来、銀座リクルートビルでのバーゲンブック・セールや東京国際ブックフェアあるいは神田神保町、昨年一〇月

の池袋ブックセンター・リプロ等でのバーゲン催事などが実施されました。さらに、「出版物の価格表示に関する自主基準」制定以来、出版社の意思により非再販本が出荷され、第二出版販売を通して、年間五〇〇カ所以上にわたるデパートやスーパーでのブック・バーゲンも継続して開催されてきました。さらに半年ほど前からは、ダイエー系の書店チェーン「アシーネ」一二店や他の新刊書店内にもバーゲンブックの常設コーナーが開設されるようになりました。

最近では、神戸市に本店があるジュンク堂書店が大部分の支店オープン記念催事として、二月にバーゲンブック・セールを実施することになりました。さらに、二月八日から開催される東京国際ブックフェアでは、昨年以上の規模でバーゲンブック・セールが実施される予定です。その他、全国各地の書店からバーゲンブック・セール開催の意思表示がなされており、業界あげて取り組んでいる、本年四月の「サン・ジョルディの日」のイベントの一つとして、バーゲンブック・フェアを計画中です。

再販制の弾力的運用という観点からすれば、イギリス

で毎年一度実施されているナショナル・ブックセールは、検討に値する催事といえましょう。

イギリスを含めた海外での再販・非再販についての状況は、添付資料(B)をご覧ください。

(5) 読者の利便に向けての改善努力

いま出版界は社会状況の変化に伴う様々な変革に直面しています。その中で喫緊のテーマとしているのは、消費者である読者への利便という点です。「欲しい本が見つからない」「注文しても長期間待たされる」「待たされたあげくに品切れだった」といった読者からの苦情に誠実に応え、改善努力をしようという動きは、ここ数年出版界あげて活発化しています。

(1) バーコードとVAN構築

出版物は代替性のきかない商品ですから、読者が望む一点を確実に「検索」し「確保」し「迅速」に届ける必要があります。そのためには「検索」のための情報整備、「確保」のための物流改善、「迅速」のための情報・物流

のドッキングという作業が必要となります。

まず最初に手掛けたのは物流作業の効率化のため、商品本体にバーコードを刷入することです。一九八九年に文庫から始まり新書、児童図書、専門書、文芸書など、いまでは書籍の総点数の約二五%（新刊書に限って言えば約五〇%）、物流量では約八〇%がバーコードを付した商品となってきたおり、物流現場での迅速処理が可能な段階に近づきつつあります（一九九四年の夏の日販調査による）。

次に手掛けたのは一九九一年から始まった情報整備、いわゆる業界統一V A Nの構築です。これは読者が希望する出版物に関するレファレンス機能の充実ということですが、わけでも、その出版物が流通段階のどこに在庫されていて、入手までの所要日数がどのくらいかかるかを書店店頭で読者に即答できるレベルを目指して構築中です。

従来、出版社が取次会社の本支店に預かってもらっていた在庫の有無に関しては、各取次会社の情報ネットワークを利用して書店店頭で検索できましたが、取次会社の在庫点数は限られたものです。そこでそれ以外の商

品に関しても、出版社に在庫しているかどうか検索できるように、在庫情報を出版社が取次各社に提供し、それぞれの取次会社のネットワークを通じて書店店頭へ送り、読者の利便に供しようというものです。商品の在庫状況は日々変化しますので、それに応じて日々の在庫情報をV A Nを通じて取次各社へ送信している出版社は現在三五社（検索可能な商品は約一五万点）となり、さらに増加しつつあります。また、こうしたレファレンス・サービスを読者に行っている書店は推定二五〇〇店（検索機器の普及台数は約三六〇〇台）になっています。

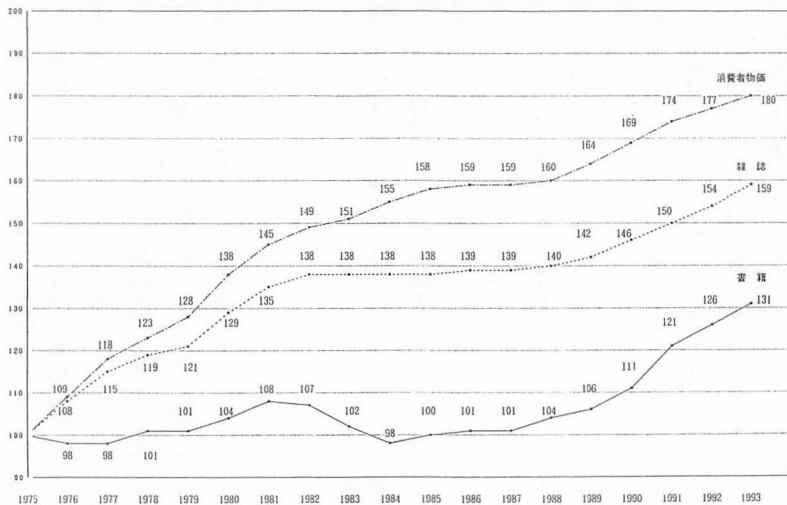
(2) 読者のための流通改革

三番目の、迅速化を図るための情報・物流のドッキングは、まだここ一年ほどの動きです。出版物の受発注はこれまで短冊・スリップ等の紙片の受け渡しに頼ってきましたが、これを電子情報化することによって、情報伝達速度だけでなく物流処理速度のアップに結びつけようというものです。すでに一一社の出版社が取次会社と連携しつつ実施しています。

具体例をあげると、筑摩書房と関西にある取次店の大

(図1)

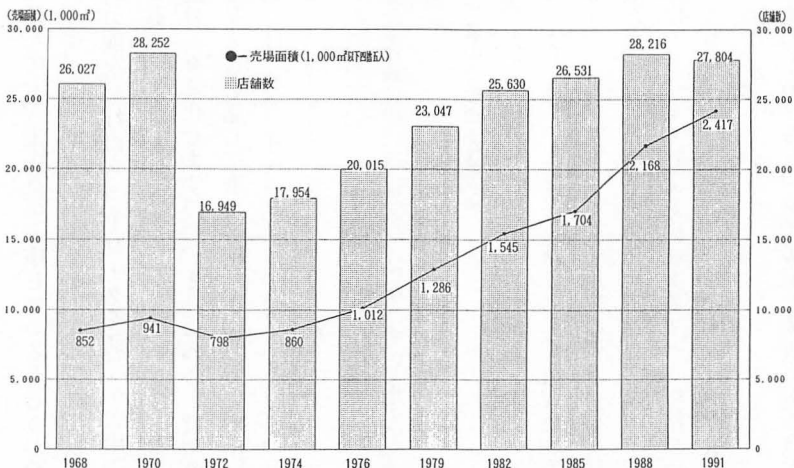
書籍・雑誌における消費者価格指数（1975年=100）



* 書籍、雑誌の価格は、部数を加味した加重平均（出回り）により算出した本体価格。出版科学研究所「1994年出版指標年表」による。

(図2)

書籍・雑誌小売業における売場面積・店舗数の年度別推移



* 平成3年「商業統計表」（通商産業大臣官房調査統計部）より

阪屋の場合、大阪屋に在庫のある商品なら書店発注後平均二日（従来は三、四日）で書店に着荷しております、

大阪屋に在庫がなくて筑摩書房から出庫する場合でも、

約二〇日前後かかっていた所要日数が七日以内へと短縮されました。出版社側から見ますと販売機会の損失が少なくなりましたが、それは同時に注文保留時間の短縮や商品選択の幅の広がりという点で、読者サービスの向上に結びつけています。こうした例にならない、在庫情報を送信している出版社が、続々と受発注の実施に向かっており、今春さらに一〇数社が受発注業務を始める予定です。

また、読者の迅速入手を実現するために、送料は読者負担ながらも宅配便を利用する出版社も非常に多くなっており、様々な形で読者の利便を図る工夫が行われています。

このほかにも年々増加しているPOS導入書店のデータ活用、なかならず返品減少へ結びつけるための活用方法をはじめとして、読者により一層支持され喜ばれる出版界へと体質改善を図るための努力を積極的にすすめていきたいと考えます。

〔添付資料・A〕

□出版取引における委託販売について□

出版界における流通上の慣習的用語として、「委託」と「注文」という区別があります。出版社が取次会社に商品を納品するに際しては、「委託品」と「注文品」（ほかに延勘や常備寄託があります）とに区別して行われております。「委託」は通例、新刊または重版時に、出版社が取次会社に書店への見計らい送品を委託するもので、商品一点あたりの部数は五〇〇部とか一〇〇〇部といったように、かなりまとまっています。「注文」は、買い手の決まっている客注品や採用品、あるいは書店が店頭に陳列するために個別に発注して取り寄せたり、補充したりするものです。

厳密に言えば、「委託」は一定期間以内であれば、返品自由、いつでも返品できるというもので、「注文」は原則としていわゆる買取りで返品できないことになっています。しかし、実際は、「注文」も返品は自由であるというのが実情です。客注品でさえ、重複注文とか注文取り消

しという理由で返品される場合も少なくありません。そういう点からいいますと、出版社から取次会社への送品、取次会社から書店への送品は、委託、注文の区別なく返品はいつでもなされるというてよいと思います。

会計処理としては、出版社、取次会社ともに、商品を購入した時点で、納入先に対する売掛金として処理し、納入先はそれぞれに対し買掛金を起こしています。出版社から取次会社へは、「注文」「委託」の区分をして請求されますが、取次会社から書店へは締切日までの送品総金額から返品総金額を差し引いた金額が、「委託」「注文」の区別なく請求されます。

出版界における委託取引は、一般に〈市場〉で行われている委任行為による商品取引の例と異なります。つまり、商法五〇三、五〇五条にいう商行為の委任でも商法五五一条に規定する問屋営業でもなく、慣習的に返品自由の取引という意味を込めて「委託」と称しているだけであって、その取引形態の本質からいえば委託の要素はありません。従来から、こうした出版界独特の慣行について論議がなされてきましたが、一般には、出版界でいう「委託」は、他の業界でいわれているような商行為と

は異なるものとされています。

このような取引について税法では、法人税法五三条で返品調整引当金の設定を認め、その要件として、「販売先からの求めに応じ、その販売した棚卸資金を当初の販売価格によって無条件に買い戻すこと、販売先において、棚卸資金の送付を受けた場合に、その注文によるかどうかを問わずこれを購入すること」の特約を結ぶこととしています。しかし、出版業においては、従来からの取引慣習により、税法上もこうした特約を結んでいるものと見做されています。

一方、債権保全の立場から考察いたしますと、出版社と取次会社との間は、外観的には商品の所有権は取次会社に移転しており、出版社から取次会社への納品は、一般的には、返品条件付売買というように理解されます。わが国の取次会社は、出版社、書店に比して規模も信用力も大きく、債権保全の立場からも所有権を外観的に移転しても問題ないという考え方に基づくものです。

先に述べたように会計処理としては、売掛金、買掛金処理をされているのが現状です。従って、出版社⇓取次会社、取次会社⇓書店間の取引で委託販売といわれている

るものは、返品条件付売買（あるいは、買戻し条件付売買）と考えるのが自然でかつ合理的です。そうした観点にたてば、商品の所有権が、出版部の流通段階で出版社に留保されているとはいえませんが。

すなわち、今日まで出版界で行われてきた委託販売を一般にいわれている委託取引と同様に見なして、出版社の許に商品の所有権があると解釈することはできず、やはり定価販売は再販制によって支えられていると申せましょう。

〔添付資料・B〕

□海外出版界の再販・非再販制度の現状□

諸外国における、出版再販の実態を見ることは、わが国の再販制について別の角度から視点を得られることになるはずですが、ここでは、ヨーロッパを中心にくつかりの国の実情を分析してみることになります。

現在、独禁法のある国は四〇カ国ほどと言われていますが、そのうち書籍の適用除外制度があるのは以下の諸国です。国際的にも出版が盛んなイギリス、フランス、

ドイツ、オランダをはじめ、イタリア、スペイン、ポルトガル、スイス、ギリシャ、デンマークそしてアジアでは韓国などにおいて何らかの形で再販制が認められています。

主要国についてももう少し詳細に見ていくことにします。

(1) フランス

フランスでは、一九七九年に奨励価格制度が禁止され、小売価格を小売書店が決定できることになりましたが、結果的に弊害が顕著となり、一九八一年法定再販制が導入されたという経緯があります。

どのような弊害が生じたのか、当時発行された雑誌等の記事をまとめてみました。

(a) 出版社

(i) 返品率が急増し、売上げが減少した（一九七九年下半期）。

アルバン・ミッシェル社 七月の対前年売上比 七
五％減

フォン社グループ 九月の返品率四九％（第一四半

期 一五% 第二四半期 一八・七三%)

ベルフォン社 七月の返品率は前年比二〇〜三〇%増

ラムゼイ社 返品率が三〇%を越す(平月の二倍以上)。

(ロ) 新刊点数を減らした。

ベルフォン社 一九八〇年 八〇点 一九八一年 五五点(詩集、自伝、書き下ろし小説等を中止)

一九八〇年の学術・専門書の年間発行点数は前年比四分の三にまで減少した。

(b) 書店

(イ) 中・小書店の経営が苦しくなり、店仕舞いをするところも出た。

(ロ) 自由価格制になった結果、読者は値引き率の高いフナック等のチェーン店に押しかけ、個々の書店の売上は減少した。それらの書店では、売上減をカバーするために小売価格を上げざるを得ず、店による小売価格のバラツキがひどくなった。例えば「ブチラルス辞典」で小売価格に二倍の開きが出たほか、あるベストセラー小説で二・三五倍、コミック

「タンタン」で一・八倍の価格差が生じた。

(イ) 読者の間に、書店に対する不信感が生じた。少しでも安く買うため、電話で値段を問い合わせたり、しばらく待つと安くなるのではないかと購入を見合わせる傾向が出てきた。

(ロ) 小売値を書き入れたり、電話での値段の問い合わせに忙殺されたり、他店の値動きに注意しなければならぬ等、書店員の仕事が増えた。

(ホ) あらゆる書店で、漫画や新刊ベストセラーを置くようになった反面、専門書や売れ行きの遅い本が店頭から姿を消した。どの書店も似たりよったりの品揃えになってしまった。ベストセラーとそうでない本の売れ行きの差がますます大きくなった。

(ハ) 「推奨価格制度」廃止で得をしたのは、ディスカウントショップ、ブッククラブのみということであった。

一九八一年に至って、当時の文化相ジャック・ラングによって法定再販制が導入されることになりました。このいわゆる「ラング法」は、あらゆる出版物(輸入書を含

む)の小売価格を決定し、それを表示することを出版社と輸入業者に義務付けるもので、一九八二年一月から実施されました。しかし、一九八五年の欧州裁判所の判決(いわゆるルクレルク判決)を考慮に入れて、輸入書の項目をはずして今日に至っています。

ただし、小売業者は表示定価の九五〜一〇〇%で販売しなければならぬ「値幅再販」となっています。さらに出版後二年以上経過し、店頭に六ヵ月以上在庫したものの値引き販売は認められています(時限再販)。

(2) ドイツ

ドイツの再販制は一八八七年に始まりました。一九五七年に競争制限禁止法が制定され、六五年、七三年に同法が改正されましたが、いずれの場合も出版物の再販制は適用除外が認められていました。出版社は、自主的に自由意思で各販売業者と個別的に価格拘束契約を結ぶのですが、その場合出版社は同一の委託条項を使用して、代理人に販売業者と契約を締結することを委任し、代理人は統一された内容および様式の再販契約書によって、販売業者と契約を締結するという方式です。この契約に

は出版社の団体も販売業者の団体も関与しません。つまり水平的な要素が排除された仕組みとなっていて、ドイツ連邦カルテル省、連邦憲法裁判所、最高裁判所からも合法的と認められています。

この価格拘束は、法律によって強制されるのではなく、加入も脱退も自由です。また加入しても全出版物が拘束されるわけではありません。なお、EU委員会は一九九四年七月二九日、ドイツ語圏三カ国(ドイツ、オーストリア、スイス)に共通の、国境を越えた出版物再販制を承認することを決定しました。承認理由には、出版物の文化財としての特殊性をあげた点が画期的でありました。

ただし、承認は二年間の期限付きであり、この間に限り垂直性を高めること、つまり少なくとも大出版社は、共通の集合契約保証書によらず、独自のやり方で個別的に販売業者と契約をすること、三国間の内外価格差を無くすことが要求されています。二年後にその結果を踏まえて、再審査されることになっています。

(3) イギリス

イギリスの再販制の歴史は最も古く一八二九年から実

施されていきました。一九五六年に独禁法にあたる制限的取引慣行法が成立しましたが、出版界は一九〇〇年以來の書籍正価本協定 (Net Book Agreement) によって、定価販売を続けたために、一九六二年制限的取引慣行裁判所に提訴されました。

出版界側は、「出版は他のいかなる商売とも違う。なぜなら一点一点の本は、同じ出版社から出ているものを含むすべての他の本と競争関係にあるからだ」と主張。さらに、「本には教育的文化的価値があり、在庫保有書店のネットワークを通じて本が広く手に入ることは社会的要請である。もし在庫保有書店の利益幅が守られず、安売りが許されるようになれば、ペーパーバックとわずかなベストセラーだけを置くけばばしい文房具屋が栄え、在庫保有書店は消滅するだろう。その結果として出版される本の質と量がいずれも低落し、イギリスが多年維持してきた書籍輸出においても逆効果が生じるだろう」と述べました。

審決の結果は全面的な出版界の勝訴でした。すなわち、正価本協定が廃止されるなら、結果として、(1) 在庫保有書店は減少し、在庫内容は劣化する、(2) 本の価

格は上昇する、(3) 出版点数は減少する、ことが裁判所によって認められ、このような結果を生ずることは公衆の利益に反するので正価本協定は不当な制限行為には当たらないとされました。有名な『本は違う』裁判です。

このイギリスも、ドイツと同様に法定再販ではなく、出版社と販売業者との間の個別的な契約によって再販契約が締結されるものです。価格も最低価格のみの拘束であり、出版社が返品を拒否した場合には、販売業者がその出版社から仕入れてから一年以上経過していれば、価格拘束は受けません。このシステムを正価本協定といいます。大部分の本は、この協定によって売られています。最近大手出版社が、非再販化へ移行する動きも出ており、多くの書店では全面価格競争に対する警戒心を強めているそうです。

なお、毎年一回、ナショナル・ブックセールという催しが全国で行われ、書籍販売業者協会が出版者協会の許可を得て、売れ行きの鈍い在庫本の値引きセールをしています。特筆すべきことは、ブックセール期間終了後、売れ残り品はもとの正価に戻るといふ点です。

(4) スウェーデン

スウェーデンでは一九七〇年に書籍の再販制を廃止しましたが、その後大きな混乱はなかったといわれています。ただし、自由価格制を導入するに際して、準備期間に五年間かけています。出版社と書店との間で協定を結びましたが、これを「ブックセラース・アグリーメント」と呼んでいます。この協定に沿って、流通のシステムや市場の枠組が作り上げられました。これには主要出版社五〇社と主要書店二五〇社（書店数は全国で約五〇〇店）が参加しました。この協定の大事なポイントの一つは、ごく一部の例外を除いて、すべての新刊が国内の全書店に見本配本されます。そして、出版社の卸価格を三分の一

割引いて配本されるという点で、大きなディスカウントとなっています。

ほとんどの出版物にはカバープライスの表示がなく、書店が値付けをする力を持っています。しかも書店でなくとも本が売れるので、競争が大変激しいのがこの制度の弱点ともいわれています。都会に比べて、地方の書店では、経費が余分にかかるため、それが書籍の価格に転嫁され、地方の消費者は大分割高な価格で書籍を購入しているのが実情です。

自由価格制に移行してから、それまで独立書店がほとんどだったのに対して、チェーン店が大発展をし、こうしたチェーン店は出版社に対して、大きな発言力をもつ

ミネルヴァ書房

勝田吉太郎著作集
全八巻

革命思想史研究に新たな地平を切り拓き、ソ連の崩壊を予言。近代の意味を問いつづけた碩学四〇年の研究を集大成。

- | | | | |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ④ アナーキスト
(解説) 五木 寛之 | ③ 知識人と社会主義
(解説) 木村 雅昭 | ② 近代ロシア政治思想史(下)
(解説) 川端香男里 | ① 近代ロシア政治思想史(上)
(解説) 川端香男里 |
| ⑧ 民主主義の幻想
(解説) 西部 邁 | ⑦ 戦後イデオロギーの解剖
(解説) 岡本 幸治 | ⑥ 現代社会と自由の運命
(解説) 碧海 純一 | ⑤ 革命の神話
(解説) 廣岡 正久 |

A5判上製函入・530頁・6500円



〒607 京都市山科区日ノ岡
TEL (075) 581-0296
税込/宅配可 (送料380円)

ことになりました。またブッククラブが大きく伸び、書店はブッククラブとも熾烈な競争を強いられています。

なお、自由価格制に移行してから、スウェーデン政府は質の高い少数数の書籍（ライクシヨ、ノンフィクション、豪華本など様々なジャンル）に対して、助成金を出しており、一九九一年実績では日本円換算で約八億五〇〇万円、対象となった書籍が約七〇〇点ありました。

(5) アメリカ

アメリカでは書籍については、再販制は実施されていませんでした。その理由としては、出版界における競争が激しいこと、国土が広いことから返品をするのに経費と時間がかかるため、買切り制が取られていたこと、流通経路が多岐にわたっているので、再販制を実施するにはコストがかかることなどがあげられます。書店店頭では、書籍や雑誌のカバーには希望小売価格であるカバープライスが表示されています。カバープライス以下で販売することは自由であり、売れ残り本のみならず、新刊のバーゲンも日常茶飯事です。バーゲン本専門の業者も存在します。昨秋アメリカの出版事情を視察された日本

出版販売・出版流通学院の専務理事屋代氏のレポートには、アメリカの状況が次のように報告されています。

〈アメリカ書店業界の現状・要約〉

訪問地はニューヨークとワシントンです。調査インタビューをした主な書店は、バーンズ&ノーブル、B・ダルトン、ウェルデンなどです。ニューヨークの大手書店バーンズ&ノーブルの値引き率は、

(1) NYタイムズ掲載のベストセラーリストに載ったハードカバーは、すべて三〇%引き。

(2) 同じく、同紙掲載のペーパーバックスは、二〇%引き。

(3) その他のハードカバーは、二〇%引き。

よって、カバープライスで売られているのは、残りのペーパーバックスとなるのですが、コーナーによっては一〇〜二〇%引きの表示があり、一部を除く大半の商品が値引きされ、バーゲンコーナーも含め平均二五%引きとなっているそうです。個人経営の書店も、こうしたチェーン店に対抗するために、それなりの値引きをしなければ成立しないと言われています。しかし、量を扱うチェーン店は仕入れ条件が良く、これに対抗するには

(書籍卸正味率一覧) ----- A B A 資料による

標準的な出版社卸正味率			取次の卸正味率		
1～	4 冊	20 %引き	< A >		
5～	49	40	1 ～	5 冊	20 %引き
50～	99	41	6 ～	24	36
100～	249	42	25 ～		40
250～	499	43	(大量取引は別途考慮)		
500～	999	44	< B >		
1000～	1499	46	1 ～	9 冊	20 %引き
1500～	2499	48	10 ～	24	33
2500～	4999	50	25 ～		40
5000～		52			

※以上『屋代氏レポート』より

(日米書籍比較＝1993年)

	アメリカ	日 本
出 版 社	12,468社	4,324社
取 次 店	1,196社	75社
書 店	13,465店	28,000店
公共図書館	15,169館	2,207館
販 売 額	225億ドル	90億ドル

※ユーロモニター『最新ワールド・ブックレポート』他

(アメリカビッグ3チェーン店 (93年))

社名	店舗数	推定売上
B・ダルトン	780店	9.46億ドル
ウォルデン	960	6.80
クラウンブックス	240	2.75

ローコスト経営が強いられ、厳しい結果となっています。

以前は買切りが原則の出版社が多かったそうですが、今回の調査では返品を送品量の一〇％まで認めている出版社が多いということです。

わが国よりはるかに広い国土にもかかわらず、書店数はほぼ半分です。しかし、これを補っているのが日本の七倍の数を誇る公共図書館のネットワークであり、またブッククラブの発達です。わが国で再販制をはずした場合、フランスで起こったように書店の倒産によって、読者の購入の機会が減少するような事態が発生する可能性が大きいと思われます。アメリカの今日の書店の状況は、長年にわたる厳しい競争の結果と見るべきであり、再販制をはずした場合には、わが国でも大手書店の寡占化がすすみ、中小書店は淘汰されるでしょう。アメリカの場合は書店が少なくとも、図書館とブッククラブが発達しているために、読者は読書の機会を全国で均等に得られています。

一方、わが国における図書館事情を見た場合、アメリカの充実ぶりに比べてお寒いかぎりで、公共図書館の無

い町村は、全国の町村の八〇％近くになります。また、図書館の数の問題だけでなく、その蔵書内容においても問題があります。予算上からの制約があって、購入冊数が十分でないことに加え、選書に際して利用率を重視する傾向が強く、ベストセラーを大量に揃える一方、利用率の低い専門書は県立図書館等の大きな館の蔵書に任せ、図書館が増加しています。その結果、予算の十分な県立図書館や市立中央図書館を除くと、利用者の要求に見合った専門書の蔵書が不十分だと言わざるを得ません。こうした状況で、再販制をはずし、その結果書店の倒産が相次いだ場合、国民は等しく文化を享受できなくなる恐れがあると言えます。

アメリカでの書籍の価格決定について、一九九二年に専門書出版社の団体である「人文会」がニューヨークのノートン社やコロンビア大学出版社で話し合いをした際に得られた答では、書籍（ハードカバー）の原価を比較したところ、わが国の約半分程度でした。逆に言えば、価格（アメリカではカバープライス）は二倍程度になるということです。そうしたプライスからたとえ三〇％を引いても、なお割高な出版物を消費者は購入することになって

します。

出版物は、国民の教育、文化、情報にとって重要な役割を古くから果たしてきたメディアであり、多くの出版社が多様な出版物を発行することを保証するために、歴史と伝統のあるヨーロッパでは、多くの国が出版に対する保護育成策を取ってきました。

わが国において、出版の再販制をはずした場合、零細な規模の企業が多い出版社や小売書店は、かなりの部分が経営の基盤をおびやかされ、倒産するところも少なからず出てくるでしょう。

そのような事態が生じた場合、かつてフランスで起こったように、出版社、書店とも経営の安定化を求めるため、ベストセラーの出版、販売にかたより、専門書の出版点数は落ち、書店数も減ると思われます。そうなる、国民が出版物に接し、購入する機会は現在より大幅に減るでしょう。このような事態を招来しないためにも、現行の再販制下で出版文化を発展させることが必要であり、賢明な選択であると考えます。

＜ＥＣ加盟国のうち再販国・非再販国＞

（再販制採用国）

フランス……………法定再販

スペイン……………同上

ドイツ……………公認の私的協定

イギリス……………同上

デンマーク……………同上

オランダ……………同上

ポルトガル……………非公式の私的協定

ギリシア……………同上

イタリア……………同上

（非再販制採用国）

ベルギー

ルクセンブルク

アイルランド

「当委員会（ＥＣ委員会）は、加盟国の本に適用している定価協定が一般に十分機能しており、大多数の加盟国政府および業界関係者が存続を望んでいることが分かった。」（一九八五年十一月二七日の評議会でこれを承認。）

この項を書くにあたって、下記の論文を参照させていただきました。

【参考文献】

『正価本協定の利益』（イギリス出版協会 一九八九）

『再販売価格維持制度』（小学館 一九九〇 辻吉彦）

『出版物再販制度の必要性』（再販売価格維持契約委員会 一九八八）

『ヨーロッパ各国の出版物再販制の動向』（出版ニュース 一九九四、一一上 伊藤暢章）

『新段階を迎えた書籍の再販問題』（調研室報 No.一一〇 一九九四 山田淳夫）

『アメリカ書店業界の現状』（全国書店新聞 一九九四・一一・二三、一二・七 屋代武）

『小学館・海外情報』（一九九一・七、一九九四・三）

以上

〈関連資料〉

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

〔昭和二十二年四月十四日法律第五十四号〕

第一条(目的) この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条(定義) ①～⑧(略)

⑨ この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもつて取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、

その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そのおかし、若しくは強制すること。

(略)

第十九条(不正な取引方法の禁止) 事業者は、不正な取引方法をを用いてはならない。

(略)

第二十四条の二(再販売価格維持契約) この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格(その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買ひ受けて販売する事業者がその商品販売する価格をいう。以下同じ。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

② 公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

- 一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。
- 二 当該商品について自由な競争が行われていること。
- ③ 第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。
- ④ 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左

に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買ひ受ける場合に限る。

一 国家公務員法（昭和二年一月法律第一二〇号）

二 農業協同組合法（昭和二年一月法律第一二〇号）

三 国家公務員等共済組合法（昭和三年五月法律第一二八号）

三の二 地方公務員等共済組合法（昭和三年七月法律第一五二号）

四 消費生活協同組合法（昭和三年七月法律第二〇〇号）

五 水産業協同組合法（昭和三年二月法律第二四二号）

六 国営企業労働関係法（昭和三年二月法律第二五七号）

七 労働組合法（昭和二年六月法律第一七四号）

八 中小企業等協同組合法（昭和二年六月法律第一八一号）

八の二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三年二月法律第一八五号）

九 地方公務員法（昭和五年二月法律第二六一号）

十 森林組合法（昭和五年五月法律第三六号）

十一 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年七月法律第二八九号）

⑥ 第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

不正な取引方法

（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定により、不正な取引方法（昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号）の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

不正な取引方法

（略）

4 （取引条件等の差別取扱い） 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

（略）

12 （再販売価格の拘束） 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。

一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によりこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

（略）

14 （優越的地位の濫用） 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

二 繼續して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の經濟上の利益を提供させること。

三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。

四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

「政府規制等と競争政策に関する研究会（鶴田研究会）」提言（抜粋） （平成三年七月）

（7） 独占禁止法適用除外制度の見直し（各論）

—— 個別の適用除外制度に対する考え方 ——

Ⅲ 独占禁止法第二十四条の二（再販売価格維持行為）

3 再販適用除外制度に対する考え方

（4） 著作物についての考え方

ア 再販が認められる著作物の範囲

独占禁止法第二十四条の二第四項の規定に基づき再販が認められる著作物の範囲については、独占禁止法の目的及び再販を適用除外とした趣旨に照らして限定的に解されるべきであって、必ずしも著作権法上の「著作物」と同一に解する必

要はない。また、著作物であっても独占禁止法第二十四条の二第一項、ただし書の適用を受け、一般消費者の利益を不当に害することとなる場合には適用除外とならない。したがって、独占禁止法上再販が認められる著作物の範囲については、対象商品の性格、業界における発行・流通の実態、流通取引慣行等を踏まえて個別具体的に判断すべきものと考えられる。

イ 書籍・雑誌・新聞

書籍・雑誌については、①多数の出版社により多数の書籍・雑誌が出版され、その価格も多様であること、②同一商品の購入の反復性及び商品間の代替性が少ないこと及び③注文購入が一般的でないことから、店頭に陳列されることが販売のための重要な要素となつてゐる。このため、再販を認めることによって、書籍小売業者が取扱いい品目を売りやすいものに集中することなく、多数の出版社の書籍・雑誌について店頭陳列が確保されれば、出版社は経済的にかなり危険が多いが文化的には極めて価値の高い書籍を敢えて出版できるので、消費者により多くの選択の機会が提供できるようになると考えられる。また、これにより一定部数以上の発行ができれば、価格も一定以下に抑えることが可能となることも考えられる。

しかし、実際に、書籍・雑誌の再販適用除外制度が、広くしかも安く書籍・雑誌を消費者に提供する機能を果たしているかどうか、また、書籍・雑誌の新しい流通形態が出現・発展することを妨げることとならないかどうか、今後とも実態把握に努めるとともに、消費者利益の観点から事業者の行為を監視する必要がある。また、出版社が自主的な判断により値引きを可能とする部分再販、時限再販の実施を図ろうとする場合に、その出版社に対して圧力が加えられる等の行為が

あれば、公正取引委員会は、このような行為に対して厳正に対処すべきである。

新聞については、その再販適用除外制度が国民生活にとって欠かせない情報を購読者に対して、毎日、迅速に、しかも同一紙・全国同一価格という形で広く販売されるということと関連があるものと考えられる。しかし、他のマスメディアの発達も著しく、情報化が進展しており、その中で新聞業界をめぐる環境も大きく変化していること、新聞業界においては、価格設定が同調的に行われるなど新聞発行人本社の間の価格競争が必ずしも十分とは言い難く、一般消費者の利益を損なうおそれがあること等から、今後とも実態把握に努めるとともに、消費者利益の観点から事業者の行為を監視する必要がある。

(略)

4 今後の対応について

当研究会は、以上の検討に基づき、公正取引委員会において今後次のような対応をとる必要があると考える。

- (1) 再販が認められている指定商品である化粧品及び一般用医薬品については、早急に必要な調査を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、指定の取消しを含め抜本的な見直しを行うべきである。
- (2) レコード盤、音楽用テープ及び音楽用CDについては、早急に必要な調査を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、当研究会が指摘した問題についてさらに検討を進め、再販が認められる著作物として取り扱うかどうかについて明確にすべきである。
- (3) 再販が認められている書籍・雑誌及び新聞については、今後とも実態把握に努めるとともに、事業者の行為が消費者の利益を損なうことのないよう監視を続ける必要がある。

- (4) 公正な競争を阻害するおそれがあるおとり販売については、独占禁止法上の不正な取引方法あるいは景品表示法上の不当表示として厳正に対処すべきである。

● 人文会ニュース72号の追加注文について

人文会ニュース72号ハ特集・再販問題を考えるVにつきましては、発行前より多くの書店様からお問い合わせをいただき、追加部数のご注文が寄せられています。弘報委員会では皆様のご要望に因應べく若干部数を上乗せして製作しました。研修用としてご使用いただければ幸いです。

なお、まことに恐縮ですが、追加注文分につきましては、実費負担とさせていただきますのでご了承ください。

記

- ① 追加注文はFAXで、大月書店(原田)までお寄せください。 FAX(03) 381314656
- ② 頒価は1部二〇〇円とし、送料は20部まで一律三〇〇円、21部以上は送料サービスとさせていただきます。
- ③ お支払い方法はニュース発送時にご案内します。

一九九四年 人文会各社受賞図書一覧（アイウエオ順）

- ・大平正芳記念賞
大串和雄著「軍と革命——ペルー軍事政権の研究」（東京大学出版会）
- ・経営科学文献賞
野村正實著「トヨタイズム——日本型生産システムの成熟と変容」（ミネルヴァ書房）
- ・サントリー学芸賞
玉蟲敏子著「夏秋草図屏風——追憶の銀色」（平凡社）
- ・本村凌二著「薄闇のローマ世界——嬰兒遺棄と奴隸制」（東京大学出版会）
- ・渋沢・クロード賞／藤田亀太郎特別賞
森村敏己著「名誉と快楽——エルヴェシウスの功利主義」（法政大学出版局）
- ・地中海学会賞
高山博著「中世地中海世界とシチリア王国」（東京大学出版会）
- ・日刊工業新聞技術・科学図書 審査員特別賞
西岡常一・小川三夫著「木のいのち 木のこころ」（草思社）
- ・日経・経済図書文化賞
大瀧雅之著「景気循環の理論——現代日本経済の構造」（東京大学出版会）
- ・田村信一著「グスタフ・シュモラー研究」（御茶の水書房）
- ・山本有造著「両から円へ——幕末・明治前期貨幣問題研究」（ミネルヴァ書房）
- ・新田次郎文学賞
岩橋邦枝著「評伝・長谷川時雨」（筑摩書房）
- ・日本SF大賞
小谷真理著「女性状無意識——女性SF論序説」（勁草書房）
- ・日本学士院賞
丸山雍成著「日本近世交通史の研究」（吉川弘文館）
- ・日本都市学会賞（奥井記念賞）
金子勇著「都市高齢社会と地域福祉」（ミネルヴァ書房）
- ・日本不動産学会著作賞
原田純孝ほか編「現代の都市法——ドイツ・フランス・イギリス・アメリカ」（東京大学出版会）
- ・日本翻訳出版文化賞
「叢書・ユニベルシタス」（法政大学出版局）
- ・ギボン著／中野好夫・朱牟田夏雄・中野好之訳「ローマ帝国衰亡史」（全十一巻）（筑摩書房）
- ・日本翻訳文化賞
ボブ・ジェソップ著／中谷義和訳「国家理論」（御茶の水書房）
- ・保育学文献賞
友定啓子著「幼児の笑いと発達」（勁草書房）
- ・毎日出版文化賞 奨励賞
任展慧著「日本における朝鮮人の文学の歴史」（法政大学出版局）
- ・マルコ・ポーロ賞
高山博著「中世地中海世界とシチリア王国」（東京大学出版会）
- ・宮日出版文化賞
北郷泰道著「熊襲・単人の原像」（吉川弘文館）
- ・雄山閣考古学賞
川越哲志著「弥生時代の鉄器文化」（雄山閣出版）
- ・吉野作造賞
麻田貞雄著「両大戦間の日米関係——海軍と政策決定過程」（東京大学出版会）

人文会会員名簿

(〒111 台東区蔵前 2-5-3 筑摩書房内)

1995. 4. 現在

	社 名	担当者	〒	所 在 地	電 話	FAX
幹 事	青 木 書 店	古川 清	101	千代田区神田神保町 1-60	3219-2341	3219-2585
	大 月 書 店	原田 敦雄	113	文京区本郷 2-11-9	3813-4651	3813-4656
	御茶の水書房	平石 修	113	文京区本郷 5-30-20	5684-0751	5684-0753
	紀伊國屋書店	尼子 英二	156	世田谷区桜丘 5-38-1	3439-0128	3439-3955
	勁 草 書 房	氏家 富男	112	文京区後楽 2-23-15	3814-6861	3814-6854
	社 会 思 想 社	清水 博	113	文京区本郷 3-25-13		
中銀本郷 3 丁目ビル					3813-8105	3813-9061
幹 事	春 秋 社	鈴木龍太郎	101	千代田区外神田 2-18-6	3255-9611	3253-1384
	晶 文 社	島田 孝久	101	千代田区外神田 2-1-12	3255-4501	3255-4506
	誠 信 書 房	濱地 正憲	112	文京区大塚 3-20-6	3946-5666	3945-8880
	創 元 社	重光 義彦	162	新宿区山吹町 334-11	3269-1051	3269-1092
	草 思 社	小林登美夫	150	渋谷区神宮前 4-26-26	3470-6565	3470-2640
	代表幹事	筑 摩 書 房	111	台東区蔵前 2-5-3	5687-2680	5687-2685
東京大学出版会						
		吉田 信夫	113	文京区本郷 7-3-1		
東京大学構内					3811-8814	3812-6958
幹 事	日 本 評 論 社	後藤 光行	170	豊島区南大塚 3-12-4	3987-8621	3987-8590
	福 村 出 版	土屋知可夫	112	文京区小石川 1-3-17	3813-3981	3818-2786
	平 凡 社	丸山 正美	152	目黒区碑文谷 5-16-19	5721-1234	5721-1239
	法政大学出版局	市川 昭夫	162	新宿区市谷田町 2-14-1	5228-6271	5228-6010
	み す ず 書 房	福田 晴行	113	文京区本郷 5-32-21	3814-0131	3818-6435
	ミネルヴァ書房	杉田 啓三	607	京都市山科区日ノ岡堤谷町 1		
					(075) 581-5191	(075) 581-0589
幹 事	未 來 社	西谷 雅英	162	新宿区市ヶ谷山伏町 5	3267-3849	3235-9539
幹 事	雄 山 閣 出 版	武 一雄	112	文京区小石川 3-7-2	3814-5521	3814-8600
	有 斐 閣	高橋 睦美	101	千代田区神田神保町 2-17	3262-3231	3262-6938
	吉 川 弘 文 館	阿部 昇	113	文京区本郷 7-2-8	3265-6811	3262-8035
					3813-9151	3812-3544

販売企画委員会 ◎福田 ○清水 氏家 杉田 鈴木 高橋
 調査・研修委員会 ◎濱地 ○平石 小林 後藤 重光
 図書館委員会 ◎尼子 ○島田 阿部 市川
 弘報委員会 ◎西谷 ○吉田 土屋 原田 丸山

「知の再発見」双書

— 絵で読む世界文化史 —

イエスの生涯

G・ベシエール著 小河陽監修

四福音書を中心として足跡をたどり、当時の時代背景や他教団の動き、西欧に及ぼした影響など、劇的な「イエス」の出現と、その実像に迫る。 1400円(税込)

ブッダの生涯

J・ボワスリエ著 木村清孝監修

南方諸伝の仏伝文学や近代ヨーロッパの仏教研究の成果をもとに、歴史的な実在として、また信仰の対象としてのブッダを図版とともに描く。 1400円(税込)

創元社

大阪市中央区淡路町4-3-6
東京都新宿区山吹町334-11

戦後50年

日本人は世界でどう生きたか——

「在外」日本人

柳原和子 一人の女性が世界40カ国65都市を駆けめぐり、海外に暮らす108人のなまの声を聞きとった。刊行以来大反響をよんだ空前のインタビュー・ノンフィクション。 2900円

「中流」という階級

バーバラ・エーレンライク 中江桂子訳

いま、中流階級が抱える転落の恐怖とは？ 60年代から今日までの彼らの意識変化を徹底分析し、歪んだ階級構造に鋭いメスを入れた衝撃の書。 3800円

晶文社

東京都千代田区外神田2-1-12
電話03(3255)4501

草思社

大佛次郎敗戦日記 大佛次郎

世相、戦局、自身の内面、文学状況などを克明に書き記した壮大な敗戦の記録！ 初公開。定価2200円

中国人のものをし日本人のものをし

村山 孚 挨拶、食願望、マナーなど、中国人の暮らしの中で探った彼らの意識と考え方。定価1500円

長春大学教師日記 埜口阿文

〈昔の同志と新しい教え子たち〉改革開放下の中国社会の内実を浮き彫りにした異色の日記。定価2472円

〒150 東京都渋谷区神宮前4-26-26 電話 03-3470-8585

バッド・マザーの神話

●J.スウィガート著

◎斎藤 学監訳

わが子を受せず憎んでしまう母親を、社会はバッド・マザーとして断罪しようとする。本書は、これまでタブーとされた現実の母親の怒りや苦悩を描き出し、育児神話を覆す。 3296円

経営心理学トピックス100

●斎藤 勇・藤森立男編

企業経営においては、これまで以上に人の心理と行動に関する知識が重要になってくる。経営マネジメントに関する心理学の知見を興味深いトピックスとして紹介する。 1854円

誠信書房

東京都文京区大塚3-20-6
☎03-3946-5666 ▶税込◀

木口勝彦／著

調停委員控室の午後

1545円

●人生の達人にも解決できないことがある！

心配性をやめる本
メリー・M・ゲールディング&ロバート・L・ゲールディング／著
深沢道子&木村 泉／訳
1967円

●クヨクヨさん、さようなら！

日本評論社

豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621

好評4刷！

ヒトはなぜ眠るのか

井上昌次郎

私たちはなぜ毎日眠るのか。眠っている間に、私たちの身体や脳ではなにが起きているのか。まったく眠らないとどうなるのか。脳科学の最先端の知識をもとに、睡眠の意味としくみを考える。
ちくまプリマーブックス 85 定価 1100円

筑摩書房

東京都台東区蔵前2-5-3 *定価税込

〈最新刊・好評発売中〉

現代都市の行動学

援助行動、災害、流亡、消費、流行、メディアなどのさまざまな都市型行動に焦点を当て、そこでの人々の意識や意思決定、行動のメカニズムを探る。全判・硬四〇四

蓮花二己・西川正之 編著

新・くらしの社会心理学

好評を博したくらしの社会心理学が生まれ変わった。生活上の身近なテーマをわかりやすく解説し、人間関係の謎とそのメカニズムを平易に解説する。 実刊価四〇〇円

小川一夫 編著

福村出版

東京・文京
小石川1-3

定価は税込

電話 (03)
3813-3981

知の技法

小林康夫・船曳建夫 編

東京大学教養学部
「基礎演習」テキスト

●一五四五円(税込)

●32万部突破！

知の論理

小林康夫・船曳建夫 編

●一五四五円(税込)

「知の三部作」第二弾！
二〇世紀のダイナミズムへ。二〇世紀の人間科学の論理がどのように創造されたか。二〇世紀の「知」の創造を総括し、新しい知の論理を求める実践。大学三年生以上を目標にして「技法」同様に、読者に学問の先端のおもしろさを伝える。

東京大学出版会

113 東京都文京区本郷7 TEL 03-3811-8814

●針原孝之著
定価1980円

●磯貝碧蹄館著
定価1980円

●桜井 満著
定価2800円

●明石春浦監修
定価2000円

日本こと俳句上達
わざ物語の10章

節供の古典
書道の入門
〔改訂版〕

花と生活文化の歴史

雄山閣

*価格は税込みです。

千代田区富士見2/振替00130-5-1685

ヨーロッパ主要5出版社との国際共同企画
叢書ヨーロッパ〈全20巻〉

総監修=ジャック・ルゴフ 日本語版監修=二宮宏之

続刊 第1回/2冊・好評発売中

完全言語の探求

増訂版

ウンベルト・エーコ/訳・上村忠男・廣石正和
完全言語への挑戦の歴史。●定価4200円税込

農民のヨーロッパ

ヴェルナー・レーゼナー/訳・藤田幸一郎
農村の歴史と直面する課題。●定価3400円税込

ヨーロッパと海/ミシェル・モラ・デュジュールタン/訳・澤沢亮己
啓蒙のヨーロッパ/ウルリヒ・イム・ホフ/訳・成瀬治

ヨーロッパの革命/第一巻/チャールズ・テイラー/訳・川北稔
都市の形成/レオナルド・ベネ・ヴォロ/訳・渡辺真司

飢餓と尊厳/ヨーロッパの変化/シモ・モタリー/訳・山辺孝子・渡辺真司

平凡社 〒152 東京都目黒区碑文谷5-16-19
振替00180-0-29639/☎03-5721-1234

有斐閣 新刊案内
(定価は税込み)
東京・神田・神保町2/店:03-3285-6811

多文化世界

●違いを学び共存への道を探る

G・ホフステード 著

A5判上製カバー付 二九〇頁
定価二八八四円

岩井紀子・岩井八郎 訳

世界五〇カ国と三地域のIBM社員を対象にした意識調査と先行業績の緻密な分析のうえに展開されるリアルな異文化理解のための書。各国の人々の「ものの考え方・感じ方」「行動の仕方」が、豊富なケース紹介と該博な知識をもとに説得力をもって解説されている。国際化時代に生きる日本人のための必読書。

J・F・リオタール 著/小林康夫他 訳
インフアンス 読解

●2575円

大野英二 著

●2884円

ドイツ問題と民族問題

岩崎允胤 著

ギリシア・ポリス社会の哲学

西洋古代哲学史「I」

●4944円

ヘレニズム・ローマ期の哲学

西洋古代哲学史「II」

●4944円

未来社 東京都文京区小石川3-7-2
(03)3814-5521 (価格は税込)

大塚初重・桜井清彦・鈴木公雄編

菊判／八二六頁

日本古代遺跡事典

考古学史上の重要遺跡約三二〇〇を選定し、果市町村ごとに所在を明示して解説。初の画期的遺跡辞典ついに完成。特別定価九六〇円（締切7年9月30日）定価一二三六〇円

高木昭作監修／谷口克広著

菊判／五二二頁

織田信長家臣人名辞典

織田信長に臣従した家臣の全てを網羅。史料を丹念に追究し、分かる限りの事績を掲げた本格的辞典。定価七二〇円

死の沈黙

ドイツ強制収容所跡写真集

写真／ライナルツ・文／クロツコフ ヨーロッパ各地に残るナチス強制収容所を長年にわたって撮影した写真198点を収録。英語版など同時刊行される国際共同出版。A4判変型・7800円

大月書店 東京都文京区本郷2-11-9
電話03(3813)4651(代表)

吉川弘文館 東京・文京・本郷7-2
電話03-3813-9151

青木書店

近藤義郎●考古講演集

●Y2884・税込

前方後円墳と弥生墳丘墓

〈宮宿・縄文・弥生・前方後円墳〉と、日本の原始社会を時代区分するよう提唱！その意義を、弥生墳丘墓から前方後円墳への「飛躍」を素材として、縦横かつ明快に語る。

森岡孝二●著

●Y2266・税込

企業中心社会の時間構造

▼生活摩擦の経済学▲労働・生活時間を検証して、日本の社会システムの現在を考える。

●戦後50年／日本の戦後責任を問う新しい視座

日本占領下の香港

關禮雄著 林道生訳 小林英夫解説

日本軍国主義が香港を占領していた三年八ヶ月は香港人に戦争困難、飢え、逃亡の苦しみと悲憤な記憶を残した。本書は詳細な説明と図版資料でこの時期の不幸な歴史を描き出す。解題(三二頁) 日本太平洋戦争下の香港 小林英夫

●ソルゲ・尾崎秀実処刑五〇周年記念出版!!

二つの危機と政治

リヒアルト・ソルゲ著 勝部元一・石堂清倫他訳 九三〇年代の日本と二〇年代のドイツ
ソルゲは戦争に反対し、平和のために殉じたが、処刑後50年を経て、今この著作集「新帝国主義論」と日本に関する諸論文が刊行されたことは、ソルゲの人物と思想を知る上に貴重だ。評論家・日本ベンクラフ会長 尾崎秀樹

御茶の水書房

東京・文京区本郷5-30-20 ☎03-5684-0751

頒価二〇〇円